

第3期知立市子ども・子育て支援事業計画

知立市こども計画

～子育て 未来づくり 知立づくり～

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）



知立市マスコットキャラクター ちりゅっぴ

はじめに

知立市では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境づくりを総合的に推進するため、子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

2012年（平成24年）9月には、国の法令に先がけて、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目的とした「知立市子ども条例」を制定し、その基本理念に基づき、地域の皆様や関係機関と連携を取りながら、妊娠期からの切れ目のない支援を実施し、子どもを豊かに育み、知立市を将来にわたって輝くまちにしていくための子育て支援施策に取り組んでいます。



その後、2015年度（平成27年度）に創設された「子ども・子育て支援新制度」のもと、地域の子ども・子育て支援の充実などの目標を計画的に達成していくため、「知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その5年後、第2期となる同計画を策定し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えてまいりました。

そしてこのたび、第2期計画が最終年度を迎えることから、新たに「第3期知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この第3期となる計画は、これまでの計画内容に加え、年々増加する児童虐待への対策、子どもの貧困やひきこもり等の新たな社会問題にも着目し、若者も計画の対象であることを明確化し、より包括的な計画としています。この点で、本計画は2023年（令和5年）に施行された「こども基本法」に基づく「知立市こども計画」と一体的に策定したものであるとして位置付けているところです。

そして、本計画は「子育て 未来づくり 知立づくり」を基本理念に掲げ、保護者をはじめとした地域の大人や関係機関が力を合わせて知立市の子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを総合的に推進することを目指したものです。

この計画に基づき、子ども・子育て支援等の更なる充実を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、教育・保育関係者の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました知立市子ども・子育て会議委員の皆様ならびに関係各位に、心からお礼申し上げますとともに、この計画の着実な実施のため、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

知立市長 石川 智子

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. SDGsの理念との整合	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 知立市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
2. 第2期計画の評価	12
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 基本理念	18
2. 基本目標	19
3. 施策体系	21
4. 数値目標	23
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	24
基本目標1. 「こどもまんなか」の地域づくり	24
(1) 「こどもまんなか」の気運醸成と子どもの権利の保障	24
(2) 子ども・若者の成長を支える環境づくり	25
基本目標2. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	28
(1) 安心安全な妊娠・出産への支援	28
(2) 幼児教育・保育の充実	31
(3) 子育て支援施策の充実	33
(4) 仕事と家庭の両立に向けた支援	36
基本目標3. 子どもの健やかな成長への支援	38
(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	38
(2) 思春期保健対策の推進	39
(3) 子どもに寄り添った支援の充実	39
基本目標4. 若者の自立を支える環境づくり	41
(1) 就労、社会的自立に向けた支援	41
(2) 結婚や子どもを持つことへの支援	42
基本目標5. きめ細かな対応が必要な子ども・家庭への支援	43
(1) ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援	43
(2) 困難や生きづらさに直面する子ども・若者に対する支援	45
(3) 障がい児への支援	47
(4) 外国人家庭への支援	50

第5章 教育・保育事業等の提供体制	52
1. 見込み量（ニーズ量）の設定	52
2. 事業の見込み量と提供体制	55
第6章 計画の推進体制と進行管理	68
1. 推進体制	68
2. 計画の進捗評価・検証	68
資料編	69
1. 計画の策定過程	69
2. 知立市子ども・子育て会議	70
3. アンケート結果の概要	73
4. 知立市子ども条例	86



1. 計画策定の趣旨と背景

社会のあり方や個人の価値観の多様化などを背景に少子化が進む中において、国は少子化対策を総合的に進めるため、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開しました。しかしながら依然として出生数の減少が続いたことから、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015年（平成27年）4月から、国全体で子どもを産み育てやすい社会を形成するための子育て支援制度として「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

子ども・子育て支援新制度により、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える環境として、保育の受け皿の整備は一定程度進みましたが、少子化の進行には歯止めがかかっていない状況です。

このような状況の中、国では2023年（令和5年）4月に、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」が設置され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。同年12月には、この法律に基づき「こども大綱」が閣議決定されています。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱^{※注}」が一元化されており、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことが目指されています。また、「こども基本法」では、「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」を策定することを求めています。

知立市（以下、「本市」という）では、これまで、「知立市次世代育成支援行動計画」、「知立市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期知立市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

2024年度（令和6年度）で「第2期知立市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間を終えることから、国の方針に従い、本市のすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するため、「第3期知立市子ども・子育て支援事業計画」と「こども大綱」を勘案した「知立市こども計画」とを一体的に策定することとします。

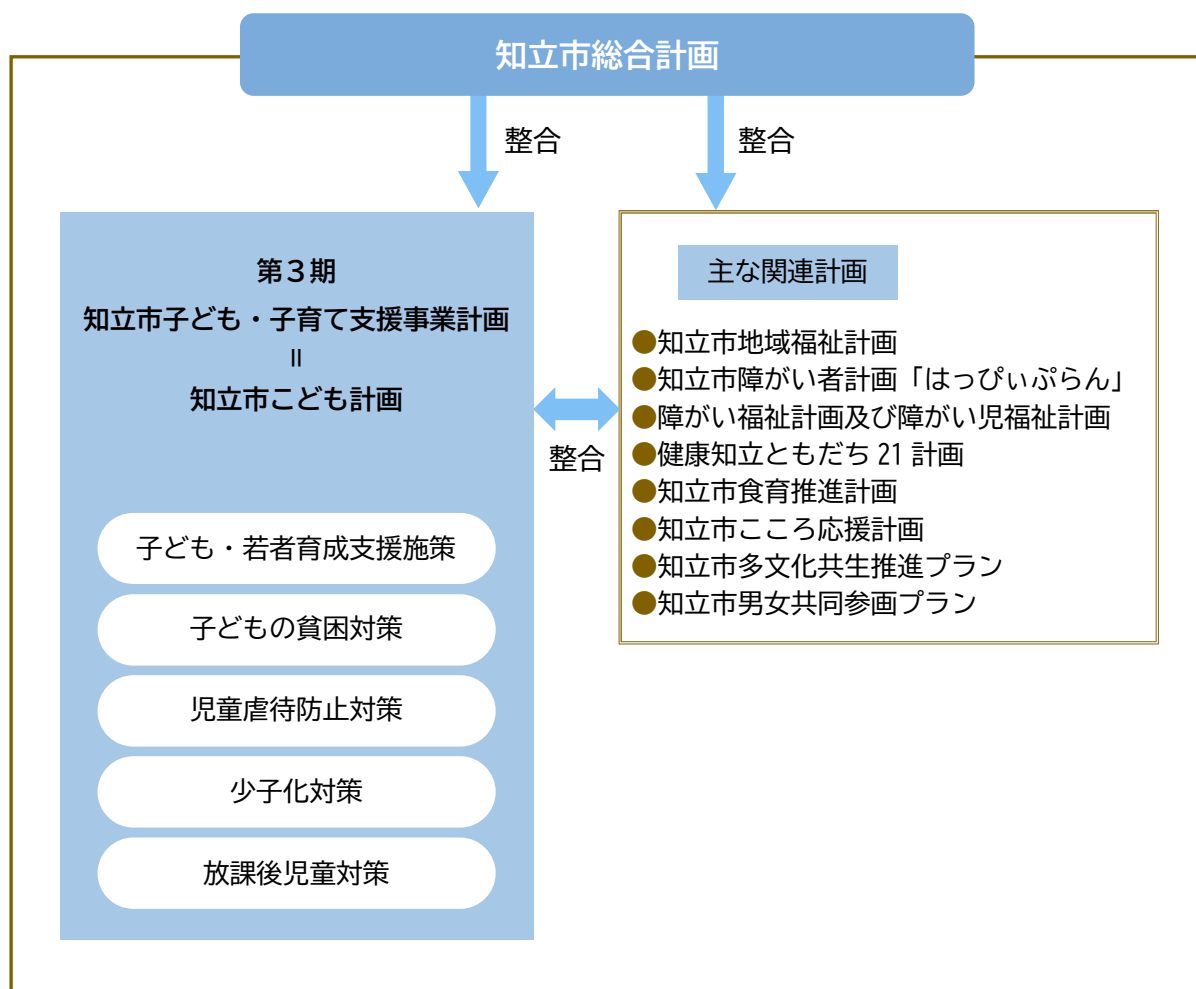
※注：「子供の貧困対策に関する大綱」は（2024年（令和6年）の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により同法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたことに伴い、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」に変更されている。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。また、「こども基本法」第 10 条に定める市町村こども計画としても位置づけるとともに、「母子保健計画」を包含するものとします。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「知立市総合計画」をはじめとして、その他の関連計画との整合を図るものとします。

■計画の位置づけイメージ



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。計画の最終年度である2029年度（令和11年度）には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
第2期知立市 子ども・子育て支援事業計画					第3期知立市 子ども・子育て支援事業計画、 知立市こども計画					評価・次期計画策定				

4. SDGsの理念との整合

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

本市は、2021年（令和3年）5月21日に、「SDGs未来都市」に選定され、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでいます。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、本市のすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す本計画の方向性と一致するところであり、本計画の推進により、SDGsのさらなる推進を図ります。



5. 計画の策定体制

(1) 知立市子ども・子育て会議

子育て支援、保健、教育、福祉の関係者、市民代表等からなる「知立市子ども・子育て会議」において、本計画における方向性、取組の検討を行いました。

(2) アンケート調査

計画策定の基礎資料を得るため、以下の調査を実施しました。

①子どもの保護者に対する調査

	未就学児童保護者へのアンケート調査	小学生保護者へのアンケート調査	中学生保護者へのアンケート調査	15～18歳保護者へのアンケート調査
調査対象者	就学前の児童の保護者（無作為抽出）	市内の小学校に通う児童の保護者	市内の中学校に通う児童の保護者	15～18歳の児童の保護者（無作為抽出）
対象者数	2,000名	3,837名	1,934名	1,000名
調査方法	ハガキにて調査を案内、Webにて回答	学校を通じて調査を案内、Webにて回答	学校を通じて調査を案内、Webにて回答	ハガキにて調査を案内、Webにて回答
調査期間	2023年（令和5年）12月12日（火）～12月26日（火）			
回収件数	524件	734件	237件	190件
回収率	26.2%	19.1%	12.3%	19.0%

※中学生保護者、15～18歳保護者へのアンケートは区別して行っていないため、回収率については、回答中の児童の年齢区分に即して算定している。

②子どもに対する調査

	小学生へのアンケート調査	中学生へのアンケート調査	15～18歳の児童へのアンケート調査
調査対象者	市内の小学校に通う児童 ※3年生以上	市内の中学校に通う児童	市内在住の15～18歳の児童 （無作為抽出）
対象者数	2,634名	1,934名	1,000名
調査方法	学校を通じて調査を案内、Webにて回答	学校を通じて調査を案内、Webにて回答	ハガキにて調査を案内、Webにて回答
調査期間	2023年（令和5年）12月12日（火）～12月26日（火）		
回収件数	1,943件	353件	72件
回収率	73.8%	18.3%	7.2%

※このほか、アンケート調査の補足として、15～18歳（知立高校の生徒4名）を対象としたグループインタビューを実施している。

※中学生、15～18歳へのアンケートは区別して行っていないため、回収率については、回答中の児童の年齢区分に即して算定している。

(3) パブリックコメント

公正な行政運営と透明性の確保を図るため、パブリックコメントを実施し、市民に本計画案を公表するとともに、計画案に対する意見を求めました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



1. 知立市の子ども・子育てを取り巻く現状

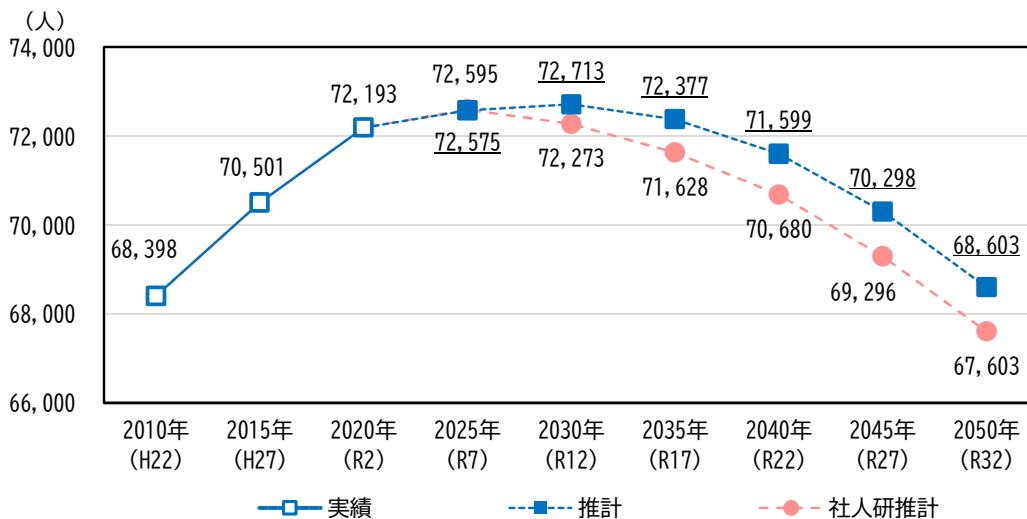
(1) 人口の状況

①人口の推移

本市の将来推計人口をみると、総人口は2030年（令和12年）までは増加を続けますが、2050年（令和32年）には68,603人となる見通しです。

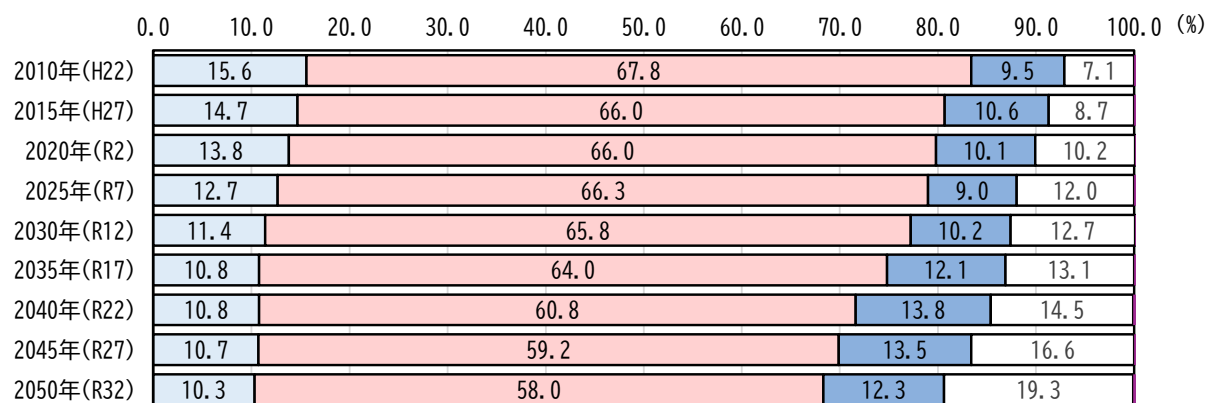
年齢階級別による人口比をみると、65歳以上人口は2035年（令和17年）には25.2%となり、4人に1人が高齢者となる時代を迎えます。一方で、15歳未満人口は減少する見通しにあるものの、その割合は約11%程度で推移し、少子化は緩やかに進むものと見込まれます。

■将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年（令和5年）推計）」

■将来推計人口に基づく年齢4区分別人口比

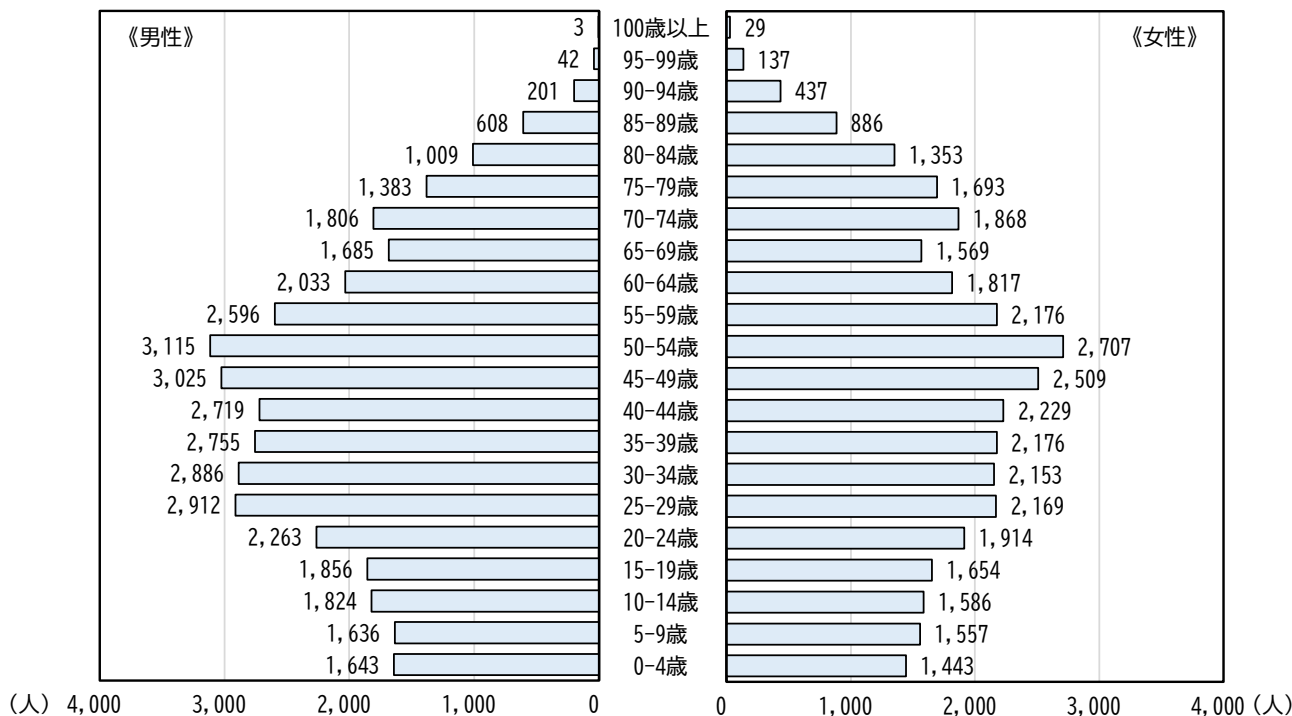


□0～14歳 □15～64歳 □65～74歳 □75歳以上

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年（令和5年）推計）」

②人口ピラミッド

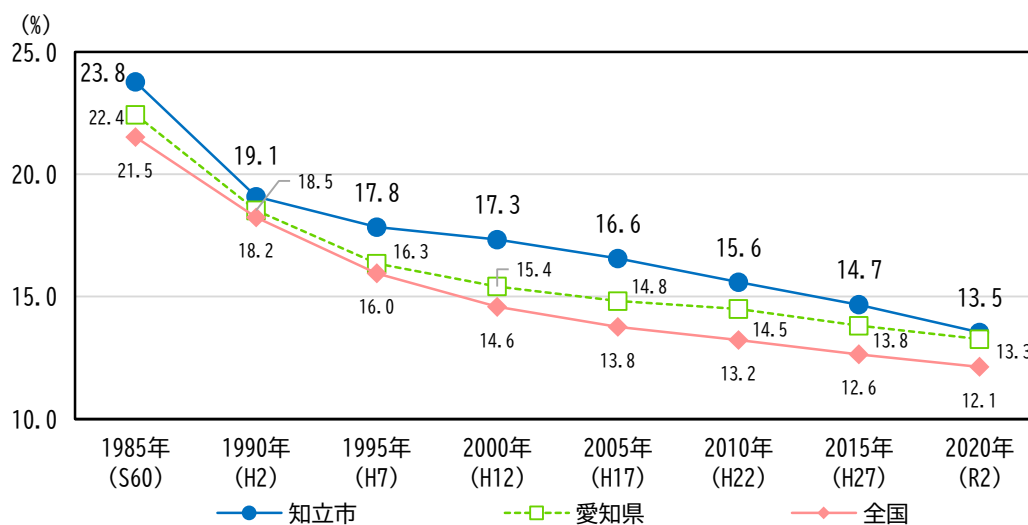
本市の2023年（令和5年）4月1日時点の人口ピラミッドをみると、男女ともに50-54歳の層が最も多くなっています。また、65-69歳までの年代においては男性の方が多くっており、特に20-24歳から55-59歳までは男性の数が女性の数を大きく上回っています。



資料：住民基本台帳人口（2023年（令和5年）4月1日）

③15歳未満人口の割合の比較

本市の15歳未満人口の割合を全国、愛知県と比較すると、最も高い水準で推移しています。



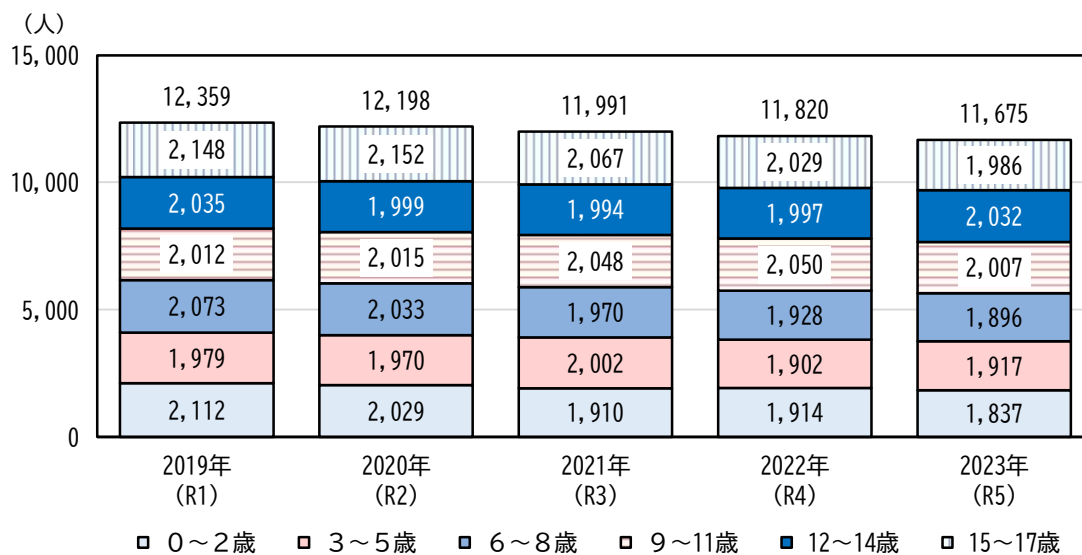
(注) 割合は総数に年齢不詳を含んで算出している。

資料：国勢調査

④児童人口の推移

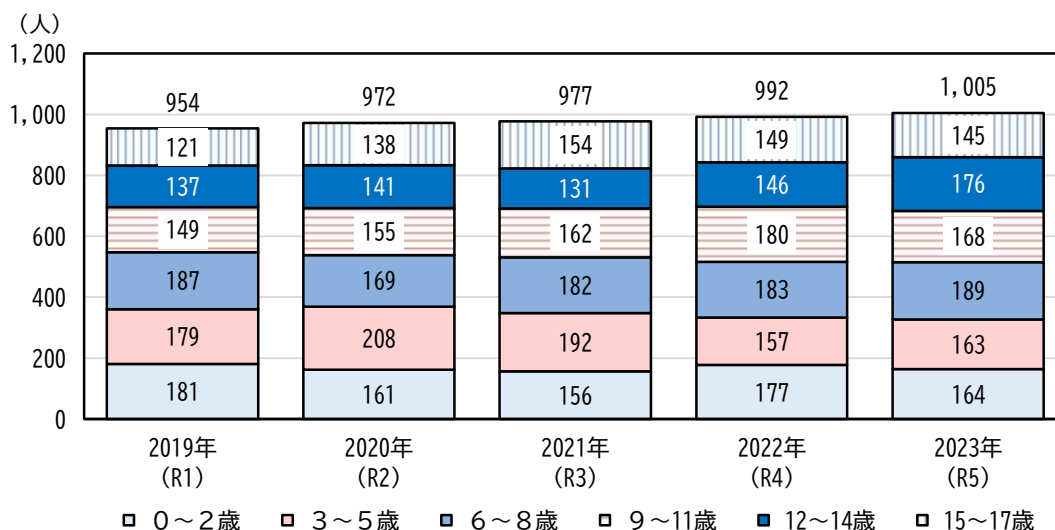
本市の児童人口は年々減少しており、2023年（令和5年）では11,675人となっています。一方で、本市の外国人児童人口は年々増加しており、2023年（令和5年）では1,005人となっています。

■児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■外国人児童人口の推移

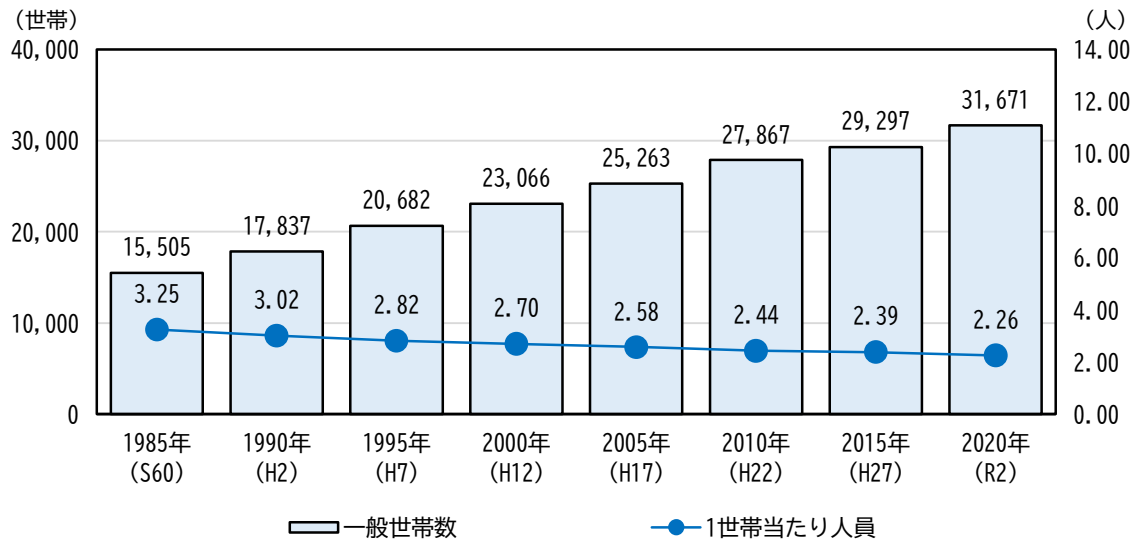


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 世帯の状況

①世帯数と1世帯当たり人員の推移

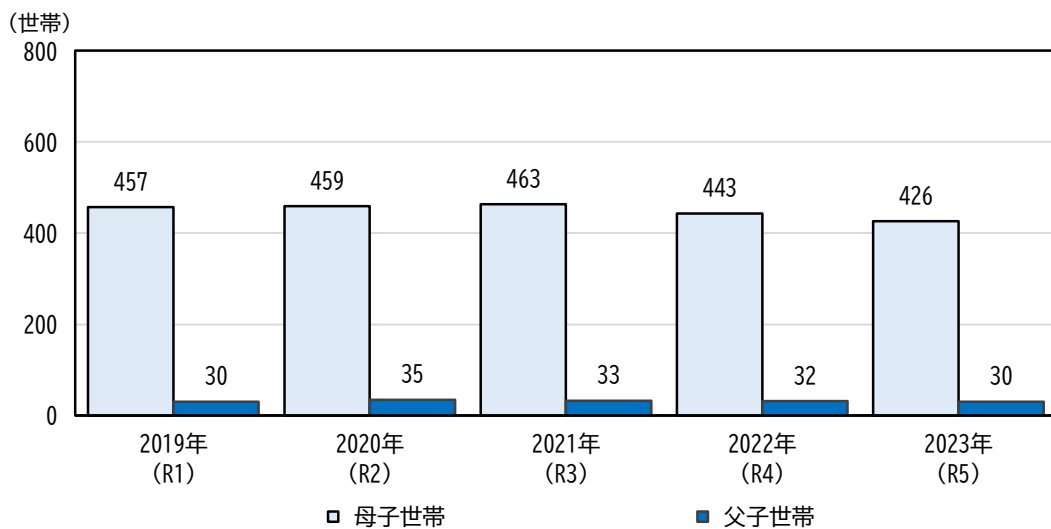
本市の一般世帯数は年々増加し、2020年（令和2年）には31,671世帯となっています。一方で1世帯当たり人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。



資料：国勢調査

②ひとり親手当の受給者数の推移

本市のひとり親手当の受給者数をみると、母子世帯は400世帯台、父子世帯は30世帯台で推移しています。母子世帯の受給者数については、2021年（令和3年）まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向となっています。

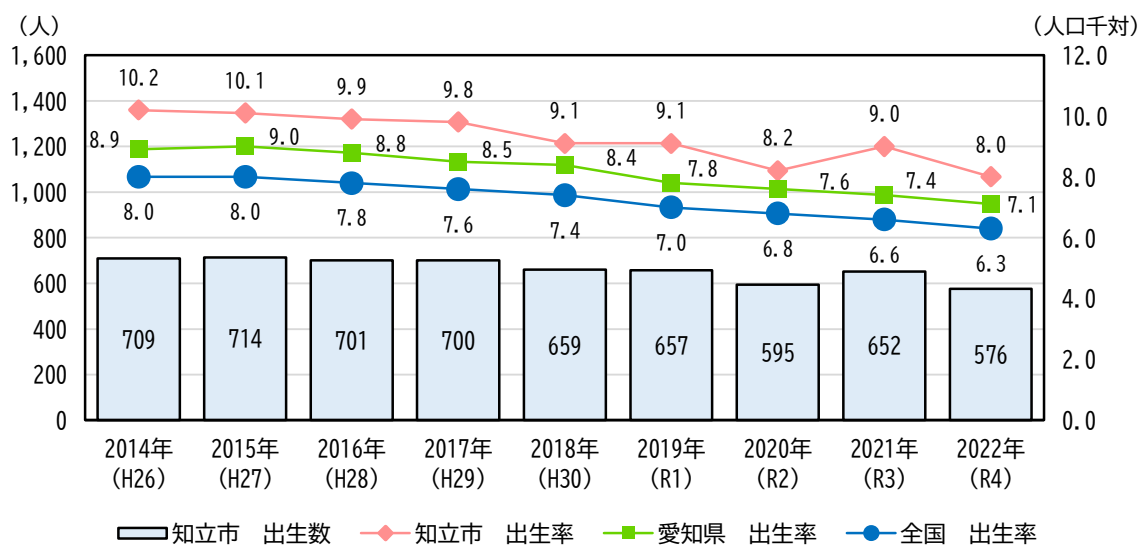


資料：知立市子ども課

(3) 出生の状況

①出生数・出生率の推移

本市の出生数は増減して推移していますが、2022年（令和4年）の出生数は2014年（平成26年）以降、最も低い値となっています。人口千人当たりの出生率についても増減していますが、全国、愛知県と比べると高い水準となっています。



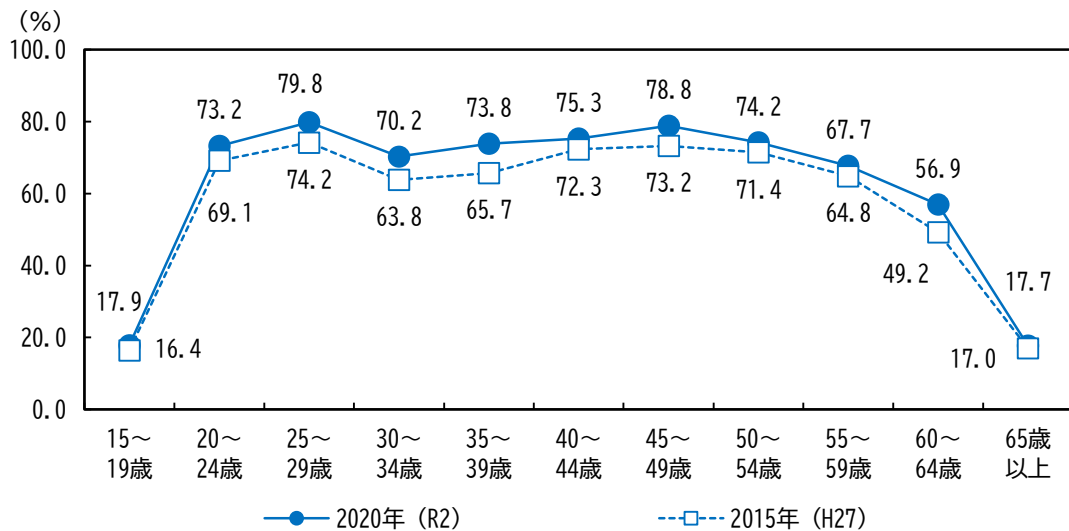
資料：愛知県衛生年報

(4) 女性の就労状況

本市の女性の就業率をみると、結婚・出産期に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いており、M字カーブの底は30～34歳となっています。

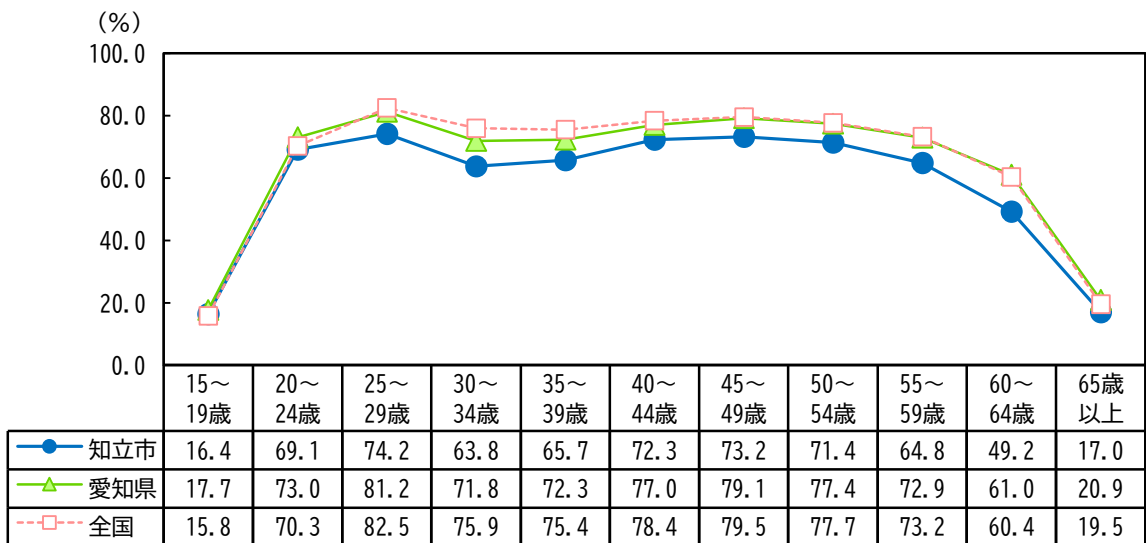
2020年（令和2年）と2015年（令和27年）の数値を比較すると、いずれの年代においても2020年（令和2年）の方が高くなっていますが、全国、愛知県と比較すると20～24歳以降のいずれの年代においても最も低い値となっています。

■女性の年齢区分別就業率の推移（経年比較）



資料：国勢調査

■年齢区分別就業率の推移（全国・県との比較）



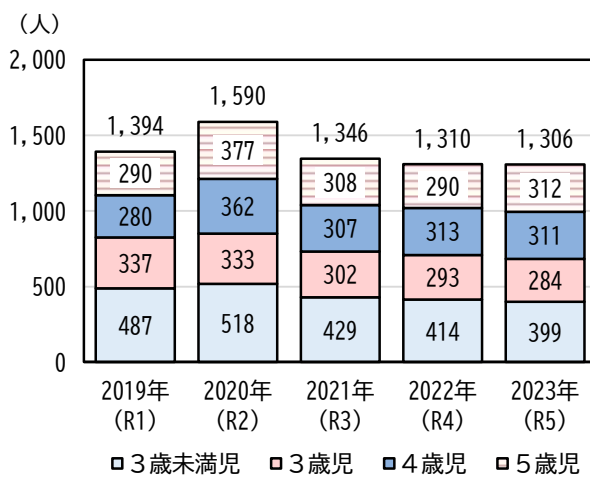
資料：2020年（令和2年）国勢調査

(5) 園・学校の状況

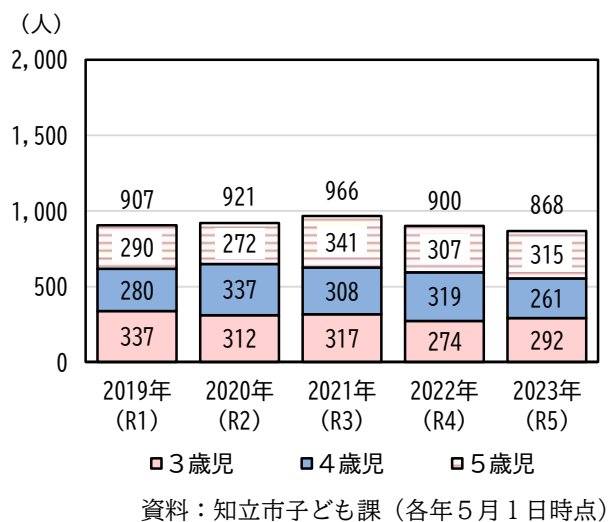
①保育所・幼稚園の状況

保育所児童数は2019年（令和元年）から2020年（令和2年）にかけて大きく増加しましたが、その後は減少し、2023年（令和5年）では1,306人となっています。幼稚園児童数については、2021年（令和3年）まで増加傾向にありましたが、その後は減少が続き、2023年（令和5年）では868人となっています。3歳児以上の保育所児童数と幼稚園児童数を比較すると年度によりばらつきがありますが、2023年（令和5年）では保育所児童数の方が多くなっています（3歳児以上保育所児童数907人、幼稚園児童数：868人）。

■保育所児童数の推移



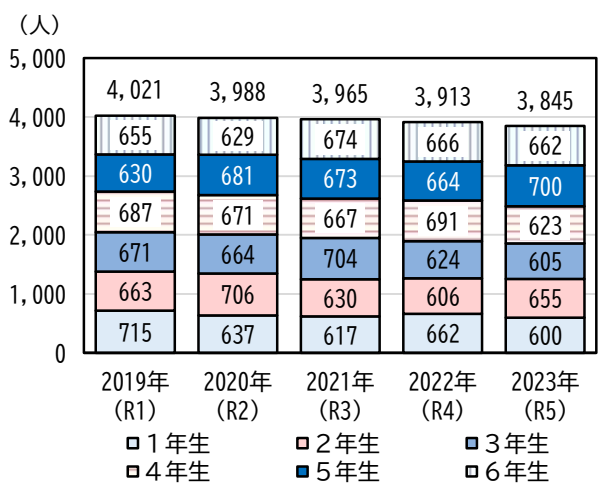
■幼稚園児童数の推移



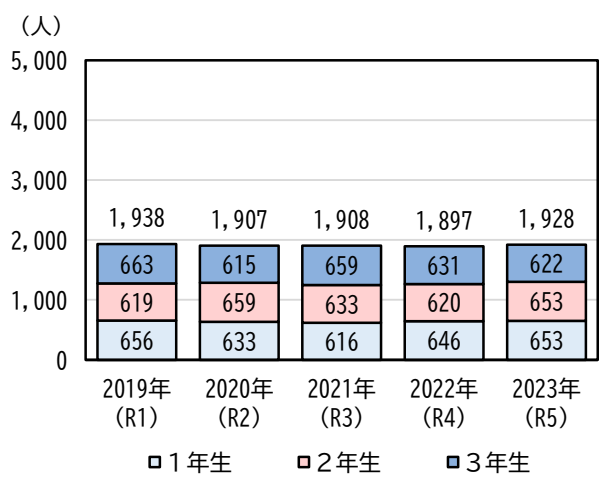
②小中学校の状況

小学校児童数は年々減少し、2023年（令和5年）では3,845人となっています。中学校生徒数は1,900人前後で推移しており、2023年（令和5年）では1,928人となっています。

■小学校児童数の推移



■中学校生徒数の推移



2. 第2期計画の評価

基本目標1. 子育て・子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

アンケート結果をみると、保護者の4～5割の人が子育てに不安・負担を感じていると回答しています。また、数パーセントながら、子育てが楽しいと感じられない人もみられ、15～18歳の保護者においては平成30年調査から割合が若干増加しています。また、相談先として、市役所の子育て関連担当窓口や保健所・保健センターを活用する人の割合が少ないことから、相談支援体制の整備と併せて、効果的な啓発を行っていくことが求められます。

第2期計画期間においては、オンラインでの情報の発信や相談体制の構築、顔の見える関係を大切にしたい環境の整備など、子育て世代の生活スタイルやニーズに応じた取組を進めてきましたが、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築に向けては、家庭児童相談室が担ってきた子ども家庭総合支援拠点事業が、改正児童福祉法の施行により子育て世代包括支援センターと統合され、新たにこども家庭センターの設置が求められており、その要件である統括支援員の配置や合同ケース会議の運用方法について検討・準備を重ねています。

(2) 保育サービスの充実

アンケート結果をみると、就労時間帯において子どもをみてもらえる人がいないと回答する人が増加しており、日常や緊急時における預け先の確保が求められます。

第2期計画期間において、保育サービスの提供体制の充実を図った結果、国定義でみると乳児の待機児童は発生しませんでした。年度途中での入所や、特定の施設への入所希望がかなわないといった実質的な待機児童が発生しています。

随時申込による待機児童の解消を図るには、保育士の確保と施設整備による受入れ体制の拡充が必要で、特に全国的に人材不足が課題となる中、保育士を優先的に確保するための方策を検討していく必要があります。

また、預け先としては、家や職場からのアクセスを重視する人が多くなっており、可能な限り保護者のニーズに応えることができるよう、体制を検討していくことが求められます。

そのほか、共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブの取組を進めていますが、利用人数が増加しており、事業を実施する場所やそこに配置される人員の確保が課題となっています。社会全体として少子化が進む中、長期的な目で見れば新たな施設の築造や無際限な人員の雇用が得策とは言い難い中で、適切なサービス提供体制を検討していく必要があります。

(3) 教育・保育の質の向上と体制の整備

保育所等や小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園に向けた研修、教育・保育施設への巡回指導等により、教育・保育の質の向上を図りました。

また、市内の高校生を対象に保育の職場体験、インターンシップの受入れを積極的に行うとともに、保育士を養成する大学等との連携を深めていき人材の確保に努めましたが、人材不足の問題はいまだ深刻な状況にあります。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

中央・南子育て支援センターに「子育て支援コーディネーター」を配置し、それぞれの家庭に合った社会資源の情報提供を行いました。そのほか、子育て中の親子が気軽に交流することができる場の提供に向けた支援を行ってきましたが、サークル数は減少しています。

アンケート結果をみると、未就学児童の保護者、15～18歳の保護者では、小中学生の保護者に比べて、地域の人に子育てを支えられていると感じる人が少なくなっており、義務教育期間以外は地域とのつながりが希薄になっていると推測されます。また、孤独や孤立をよく感じている人は、子育てに対して不安を感じている割合が高く、地域とほとんどつきあがない人は、子育てを楽しんでいる割合が低くなる傾向にあるため、子育て中の保護者が地域とのつながりを感じることができるよう、取組を進めていくことが求められます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもが地域で安心安全に暮らすことができるよう、登下校における交通安全対策、防犯対策を推進してきました。コミュニティ・スクールの立ち上げに伴い、地域とともに子どもを見守る姿勢は高まってきていますが、子ども110番の家の設置数は減少傾向にあります。

また、アンケート結果をみると、「犯罪などの少ない安心できる地域環境」に対する保護者の満足度は低くなっており、子どもたちが地域で安心安全に暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

子育てや子育て支援に関する今後の課題	<ul style="list-style-type: none">●相談支援体制のさらなる充実と効果的な周知啓発●保護者のニーズに応じた保育サービスの充実●保育サービス等の持続的な提供に向けた体制づくり●地域の子育て支援団体や民間組織等との連携による子育て支援の充実●地域ぐるみの安全対策の強化
--------------------	--

基本目標2. 母子の健康の確保と増進

(1) 安心安全な妊娠・出産の支援

安心安全な妊娠・出産に向けて、広報や市ホームページにより妊娠届出書の早期届出をよびかけるほか、妊婦の状況を正しく把握するため、妊娠届出時の面談は母子保健コーディネーターが対応しました。また、母子健康手帳の活用や相談窓口の周知等に取り組みました。

しかしながら近年は、核家族化や共働き家族の増加、晩産化等、妊娠・出産を取り巻く社会環境が大きく変化しているため、多様なニーズに寄り添い、安心安全な妊娠・出産ができるようきめ細かな支援に取り組む必要があります。

(2) 子どもの健康の確保と子育て期の親に寄り添う支援の充実

乳幼児健康診査や事後教室、育児相談において、発達や子育てに関する相談を行い、必要に応じて適切な支援機関につなげ、早期療育を図りました。個別相談、個別指導においては、それぞれの状況に適した相談に応じ、きめ細かな支援を行いました。子どもの発達や子育てに不安を持つ保護者に対しては、臨床心理士による心理相談を実施し、不安の軽減に努めました。

産後ケアとしては、産科医療機関、助産院を合わせ6か所と委託契約を結び、利用しやすい体制を整えた結果、利用者数は増加傾向にあります。里帰り中の産婦の利用については今後の検討課題となっています。

(3) 思春期保健対策の推進

児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、思春期の身体的、心理的な発達状況を理解することができるよう、学校保健と地域保健の連携を図りながら、「いのちの教育」等を活用し、心身の成長や性に関する健康教育を行っており、第2期計画期間においては、中学校にも健康教育の機会を広げるなど、思春期保健対策の充実を図りました。

子どもの健やかな成長に向けて、今後も引き続き子どもの成長段階に応じた保健対策を実施していく必要があります。

母子の健康の確保
に関する今後の課題

- 妊娠・出産に関する不安の軽減と妊娠期の母子の健康の確保
- 健診未受診者の減少に向けた取組の推進
- 保護者の不安に寄り添ったきめ細かな支援
- 多様なニーズに応じた適切な支援につなぐ仕組みの構築
- 成長段階に応じた思春期保健対策の充実

基本目標3. 職業生活と家庭生活との両立の推進

アンケート結果をみると、未就学児童の母親は7割以上、小学生の母親は8割以上が仕事をしている状況にあります。また、4割以上の保護者が「子育てと仕事の両立支援の充実」を求めています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、男女ともに仕事と家庭の両立ができる企業として愛知県に認定された「ファミリー・フレンドリー企業登録制度」について、市ホームページを活用し、周知を行った結果、登録企業数は増加し、第2期計画の策定時の2倍となっています。

また、女性の仕事と家庭の両立支援として、愛知県が行っている事業「ママ・ジョブ・あいち」相談等の有効活用を行ったほか、市ホームページ等を活用して女性活躍や男性の家庭参画推進に関する啓発を行いました。

今後も共働き家庭が安心して子育てができるよう、多様な働き方の推進や男性が育児休業を取得することへの理解促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

仕事と家庭の両立 に対する今後の課題	<ul style="list-style-type: none">●ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた気運醸成●働き方改革の推進●男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
-----------------------	---

基本目標4. 子どもの権利の保障と健全育成への支援

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利を守るため、人権意識の醸成に向けた取組を推進するとともに、虐待やいじめ等の防止や早期発見、早期対応に向けた取組を進めてきました。

児童虐待に関しては、家庭児童相談室として年間約300件ほどの新規相談を受け付けており、保健センターや保育園、学校等との連携を密にし、相互の情報共有と支援体制を構築するとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関からのモニター情報の提供を受け、適切な支援方策を検討しています。

そのほか、「子育て世代包括支援センター」として切れ目のない支援の実施に向け相談支援業務を継続実施しています。

また、国においては、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」というビジョンが掲げられており、「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発を実施していく必要があります。

(2) 子どもに寄り添った支援の充実

いじめが社会問題化する中、本市においても例外ではなく、アンケート結果によると、中学生の17.3%、15～18歳の22.2%がいじめや嫌がらせを受けたことがあると回答しています。いじめは自殺にもつながりかねない大きな問題であるため、学校側の体制整備や相談支援など、子ども一人ひとりの人権を守るための取組が必要となっています。

また、学校に登校できていない生徒も少数ながらみられます。本市では「むすびあい教室」等、不登校支援の取組を進めていますが、アンケートでは15～18歳で登校しないことがあると回答する割合が1割近くとなっているため、高校生も含めて対応を検討していく必要があります。また、子どもが不登校になっている保護者への支援、不登校の子どもを多様な学びにつなげていく取組も重要になります。

そのほか、子どもをめぐる問題としてヤングケアラーの問題も指摘されており、適切な対応が求められます。

子どもの権利の保障、 子ども健全育成 に対する今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 「こどもまんなか社会」に向けた気運醸成● 子どもが気軽に相談できる体制の整備● 児童虐待防止対策と社会的養護の推進● いじめ・不登校、ひきこもり対策の推進● ヤングケアラーへの支援
------------------------------------	--

基本目標5. きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実

(1) ひとり親家庭への支援等の充実

ひとり親家庭への支援として、手当や自立支援等、多岐にわたる支援策を講じてはいるものの複雑な制度であり、かつ要件も変転していく中で、支援を必要とする人に対して情報や支援が届いているか疑問が残る部分もあります。

今後は自立支援をめぐる国の動向や民法等の法制の動きにも注視しながら、広範にわたる支援制度をわかりやすく市民に伝え、必要な支援を届けていく必要があります。

また、現在実施している学習支援事業については、多くのひとり親家庭がサービスを利用しており、ニーズの高さもうかがえるため、さらなる充実を図っていくことが求められます。

(2) 生活困窮家庭への支援等の充実

家計の状況が苦しいと感じている人は、子育てに対して不安を感じている割合が高くなる傾向にありますが、小学生の保護者では全体の7.4%が相対的貧困世帯となっています。貧困の問題は経済的な困窮にとどまらず、子どもの学習面や生活面、心理面など様々な面において影響を及ぼし、子どもの人生を大きく左右するため、貧困の連鎖を断ち切るための支援を行っていくことが重要になります。

特に、経済的困窮が引き起こす養育不安も懸念される中で、福祉課や社会福祉協議会はもとより、家庭児童相談室や保健センターとの連携を密にし、必要な支援を実施していくことが求められています。

(3) 外国人家庭への支援等の充実

特に本市は、外国人の住民が多いという特徴があり、「早期適応教室」を実施していますが、指導員の確保が課題になっています。また、学校生活に関する相談を行うための通訳や、学校や学級からの連絡事項を翻訳できる人材を配置し、外国人の児童生徒とその保護者への支援を行っていますが、第2期計画期間においては、日本語通訳者、日本語翻訳者の増員はかないませんでした。しかしながら、タブレットを用いた通訳システムの導入により、保護者や児童生徒とコミュニケーションがとりやすい環境が整備されています。

今後もさらなる支援の充実が求められますが、外国人住民は身近に相談する相手がない人も多いと考えられるため、外国人住民を適切な子育て支援につなげる地域の支援体制の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

(4) 障がい児の生活や保健福祉施策の充実

障がいのある子どもの教育の充実を図るため、設置基準に応じて小中学校へ特別支援学級の設置を図り、学校における特別支援教育を推進していますが、全国的に障がいのある児童は増加傾向にあり、さらなる支援の充実が求められます。

国のこども大綱においても、ライフステージを通じた重要事項として、障がい児支援、医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）が掲げられています。

きめ細かな支援が必要な子ども・家庭に関する今後の課題

- ひとり親家庭、生活困窮家庭が支援につながる体制の構築
- 外国人住民の日本語教育の充実と適切な支援を提供するための体制の構築
- 障がい児、医療的ケア児等に対する支援の充実



1. 基本理念

すべての子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、子どもが健やかに育つためには、子どもの権利が守られなければなりません。

そういった考えから、本市では、2012年（平成24年）10月1日に、子どもの権利を守り、子どもにやさしい、夢を育てることのできるまちを目指し「知立市子ども条例」を制定しました。

「知立市子ども条例」では、子どもがひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で守られるべき、「自分らしく生きる権利」、「安心して生きる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの大切な権利を保障しています。

また、子どもは地域社会の宝であり、子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てることにつながります。

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、地域全体で子どもの成長を見守るとともに、地域や社会が保護者に寄り添いながら子育てを支援していくことが必要です。

すべての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に良好な状態であり、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくために、「知立市子ども条例」に定める子どもの権利を尊重し、保護者をはじめとした地域の大人が力を合わせて子どもたちを支え、まちの未来を担う子どもの可能性を広げていくという思いを込め、本計画の基本理念を「子育て 未来づくり 知立づくり」とします。



● 基本理念 ●

子育て 未来づくり 知立づくり

2. 基本目標

基本目標1. 「こどもまんなか」の地域づくり

子どもをめぐる状況が大きく変化する中において、すべての子どもの権利を保障し、子どもの思いを汲み取りながら、子どもの成長を社会全体で後押ししていくことが重要です。

「知立市子ども条例」に基づき権利意識の醸成を図るとともに、子どもの意見表明・参加の機会の提供に向けた仕組みづくりを進めます。また、地域における子どもの居場所づくりや地域における子どもの見守り体制の強化に取り組みます。

施策の方向性	(1) 「こどもまんなか」の気運醸成と子どもの権利の保障 (2) 子ども・若者の成長を支える環境づくり
--------	--

基本目標2. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、妊娠・出産、子育てに孤立感や不安感を抱く人も少なくなく、安心して妊娠・出産、子育てができる環境が求められています。

誰もが地域で安心して妊娠・出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる母子の健康づくりへの支援、子育てに対する支援施策の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

施策の方向性	(1) 安心安全な妊娠・出産への支援 (2) 幼児教育・保育の充実 (3) 子育て支援施策の充実 (4) 仕事と家庭の両立に向けた支援
--------	--

基本目標3. 子どもの健やかな成長への支援

すべての子どもが取り残されることなく、様々な学びや体験を土台に健やかに成長することができるよう、取組を進めていく必要があります。

すべての子どもの健やかな育ちに向けて、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの心身の成長を支援する体制づくり、子どもが悩みを気軽に相談できる環境づくり、安心安全な地域づくりを進めます。

施策の方向性	(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進 (2) 思春期保健対策の推進 (3) 子どもに寄り添った支援の充実
--------	---

基本目標4. 若者の自立を支える環境づくり

若者は社会を担う大切な存在であり、社会情勢が大きく変化する中において、若者が社会的自立を果たし、いきいきと輝ける社会を実現していくことが重要になっています。

すべての若者が自らの意思で社会参加できるよう、とりわけ第2期計画では支援施策が不十分であった中学校卒業から大学卒業、大学院卒業までの年代に対する施策の充実を図り、若者の自立支援を推進します。

施策の方向性	(1) 就労、社会的自立に向けた支援 (2) 結婚や子どもを持つことへの支援
--------	---

基本目標5. きめ細かな対応が必要な子ども・家庭への支援

近年、「子どもの貧困」が大きな社会問題となっており、生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。

また、近年においては、児童虐待やいじめ、不登校、自殺の問題など、子どもを取り巻く環境が深刻さを増し、障がいのある子どもや外国人住民など、配慮を必要とする人も増加傾向にあります。

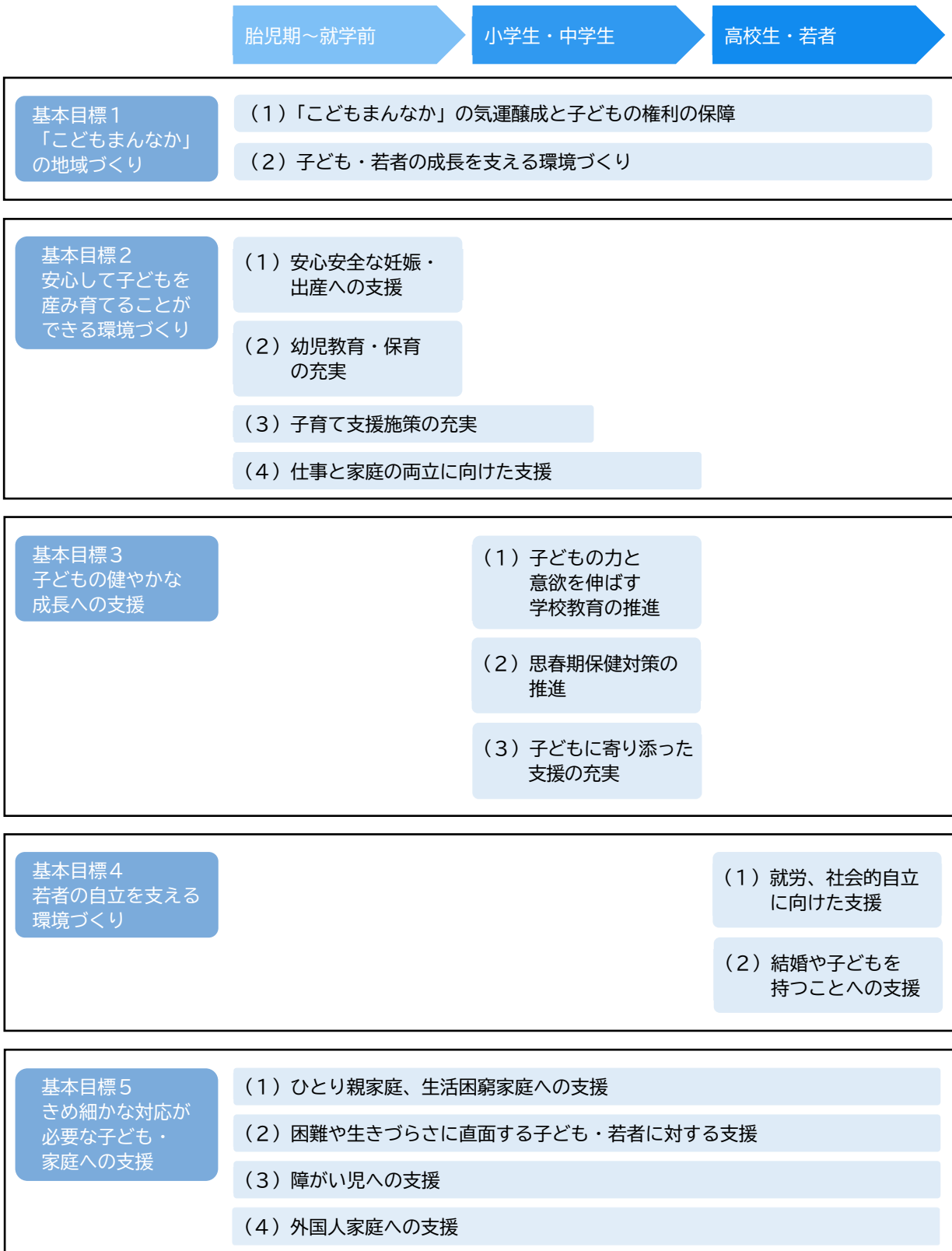
生活上の困難や生きづらさに直面する子ども・若者、家庭など、特にかかわりや養育支援が必要な親子が安心して暮らせるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

施策の方向性	(1) ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援 (2) 困難や生きづらさに直面する子ども・若者に対する支援 (3) 障がい児への支援 (4) 外国人家庭への支援
--------	---

3. 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
子育て 未来づくり 知立づくり	1. 「こどもまんなか」の地域づくり	(1) 「こどもまんなか」の気運醸成と子どもの権利の保障 (2) 子ども・若者の成長を支える環境づくり
	2. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	(1) 安心安全な妊娠・出産への支援 (2) 幼児教育・保育の充実 (3) 子育て支援施策の充実 (4) 仕事と家庭の両立に向けた支援
	3. 子どもの健やかな成長への支援	(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進 (2) 思春期保健対策の推進 (3) 子どもに寄り添った支援の充実
	4. 若者の自立を支える環境づくり	(1) 就労、社会的自立に向けた支援 (2) 結婚や子どもを持つことへの支援
	5. きめ細かな対応が必要な子ども・家庭への支援	(1) ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援 (2) 困難や生きづらさに直面する子ども・若者に対する支援 (3) 障がい児への支援 (4) 外国人家庭への支援

■本計画における施策と対象となるライフステージ



4. 数値目標

基本理念の実現のため、様々な子育て支援施策を5か年にわたって実施するにあたり、その評価指標となる数値目標を次のとおり設定します。評価については、次期計画策定に際しアンケート調査を実施し、各目標の達成状況を確認します。

指標		現状値	目標値
毎日が楽しいと感じている子どもの割合*1	小学生	55.4%	65%以上
幸せだと感じている子どもの割合*2	中学生・ 15～18歳	50.8%	60%以上
自分が好きだと感じている子どもの割合*3	中学生・ 15～18歳	69.7%	80%以上
地域に居場所があると感じている子どもの割合*4	中学生・ 15～18歳	60.5%	70%以上
知立市は子育てしやすいまちだと感じている保護者の割合*5	未就学児童の 保護者	68.6%	85%以上
	小学生の保護者	75.8%	85%以上
	中学生・ 15～18歳の 保護者	73.7%	85%以上
孤独だと感じるこゝろがよくある子どもの割合*6	中学生・ 15～18歳	16.1%	10%以下
若い世代の就労率*7	15～34歳	79.7%	80%以上

*1：「毎日が楽しいか」の間に「とても思う」と回答した割合。

*2：「今、幸せだと感じるか」の間に「そう思う」と回答した割合。

*3：「今の自分が好きか」の間に「好き」と回答した割合と「どちらかといえば好き」と回答した割合の合計。

*4：「地域は自分の居場所だと思うか」の間に「そう思う」と回答した割合と「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計。

*5：「知立市は子育てしやすいまちだと思うか」の間に「そう思う」と回答した割合と「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計。

*6：「孤独だと感じるこゝろはあるか」の間に「常にある」と回答した割合と「よくある」と回答した割合の合計。

*7：国勢調査 就業状態等基本集計 表2-2中「総数」から「非労働力人口」のうち「家事」及び「通学」を減じた数に対する、同表中「就業者」の割合。



基本目標1. 「こどもまんなか」の地域づくり

(1) 「こどもまんなか」の気運醸成と子どもの権利の保障

子どもを社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもにやさしい社会づくりの気運醸成に向けた取組を推進します。

また、あらゆる場面において子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもの権利が保障されるよう、保護者や子どもにかかわる大人の理解促進を図るとともに、すべての子ども・若者の地域への参画を促進します。

① 「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の推進

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
知立市子ども条例・こども基本法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や市ホームページ等を活用し、「知立市子ども条例」や「こども基本法」について広く周知するとともに、条例で規定されている大人の責務を全うできるよう、啓発活動を実施します。 ・子どもが子どもの権利について正しく理解することができるよう、効果的な周知方法を検討します。 	子ども課
子どもの声を汲み取る仕組みづくり★	<ul style="list-style-type: none"> ・市政やまちづくりに子どもが参画することができるよう、ワークショップや子ども議会等の機会を活用して子どもの意見表明の機会を確保するとともに、意見を表明しやすい環境を整備します。 	学校教育課

② 子どもの権利擁護

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
子どもの権利擁護委員会★	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護委員会において、子どもの権利の侵害について相談を受け、迅速な救済・支援を行うとともに、委員会の活動について広く周知を行います。 	子ども課
保育所・小学校での人権教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの人権に対する意識を高めるため、保育所や小学校において、人権擁護委員による人権紙芝居や人権人形劇などの人権教室を実施します。 	協働推進課

(2) 子ども・若者の成長を支える環境づくり

地域で子どもを守り、育んでいくことができる環境づくりに向けて、市民一人ひとりが子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深めるための取組を推進します。

また、子どもたちが身近な地域で豊かな人間性を育んでいくことができるよう、多様な遊びの場や交流の場を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組めます。

①子ども・若者の居場所づくり

取組・事業名	内容	担当課
児童センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健全な育成を目的に、子どもが自由に遊び、話し合い、多くの仲間とふれあいながら、楽しく過ごすことができる場（児童厚生施設）を提供し、地域と連携してセンターまつりやお茶会などの各種イベントを実施します。 	子ども課
公園・児童遊園の充実	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業地内の公園については関係機関と連携しつつ整備の検討を進めます。公園遊具等については引き続き点検を実施し、維持管理に努めます。 既存施設の点検を定期的に行い、安全性の確保を図るとともに、効率的な施設の保全管理方法について検討を行います。 	子ども課 都市計画課
地域における学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健全な育成を図るため、児童センター等において学習スペースを提供するとともに、設置にあたっては施設の立地条件や建物構造等を勘案して精査を行います。 児童センターを学習の場だけでなく、子どもの居場所としてとらえ、従来の利用者に対する周知のほか、中学生以上に特化した周知や利用促進の手立てを検討していきます。 	子ども課
子ども食堂支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや地域の人に無料または安価で食事と居場所を提供する「子ども食堂」と情報共有を行い、活動に対する支援の充実を図ります。 	福祉課
中高生や若者の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域で子ども・若者の居場所づくりに取り組む団体等の活動への支援を行います。 中高生や若者が同世代や大人との交流を深めることができる居場所づくりに向けて、事例等の研究を行います。 	福祉課 生涯学習スポーツ課

②放課後児童対策のさらなる推進

取組・事業名	内容	担当課
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な育成を図るため、放課後に留守家庭となる小学生を対象に遊びや生活の場を提供します。 ・利用児童数が多くなる夏休み等の運営については、事例等を研究し、対応策を検討していきます。 	子ども課
放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、放課後の安心安全な居場所を提供し、学習・体験・交流活動を行います。 ・各学校との連携を密にし、各教室の現状を踏まえながら安心安全な居場所となるように努め、運営委員会での情報交換や放課後子ども教室の運営状況を確認しながら活動の充実に努めます。 	学校教育課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・親の就労状況にかかわらず、すべての子どもに安心安全な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。 ・相互に情報交換や運営状況を確認しあいながら活動の充実に努めます。 ・人材の確保に向けて、効果的な募集方法を検討するとともに、運営に必要な場所の確保に向けて、施設の増築や公共施設の配置計画の再編などを含めた広い視点で対応策を検討します。 	子ども課 教育庶務課 学校教育課

③安心安全なまちづくりの推進

取組・事業名	内容	担当課
通学路の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校において通学路の安全点検を実施するとともに、「知立市通学路安全対策協議会」において、各校が行った点検の結果と対策について確認・検討を行い、対策の改善を図ります。 ・「知立市交通安全プログラム」に基づき、各校と知立市通学路安全対策協議会において、通学路安全対策のための計画・評価・改善を行います。 	学校教育課
子ども110番の家との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが不審者に声をかけられるなど、身の危険を感じたときに逃げ込むことができる「子ども110番の家」の拡大に努めるとともに、警察、学校、地域の連携による保護・通報体制を整備します。 ・「子ども110番の家」にのぼりを設置し、犯罪の抑止や地域の防犯意識の高揚を図るとともに、子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。 ・学校等と連携して、児童生徒に対し、「子ども110番の家」を周知し、活動方法について指導を行います。 	学校教育課

④小児医療体制等の充実

取組・事業名	内容	担当課
小児救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の突発的な病気やけが等に速やかに対応できるよう、地域の救急医療体制の充実を図ります。 ・夜間休日当番医制度を実施するとともに、広報、市ホームページ等を活用し、救急電話相談等の周知を図ります。 	健康増進課
かかりつけ医の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査のほか、広報、市ホームページ、リーフレット等を活用し、早期の段階からかかりつけ医の重要性についての周知を図ります。 	健康増進課
医療情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、市ホームページ、リーフレット等を活用し、小児医療に関する情報を発信するとともに、より効果的な情報発信方法について検討を行います。 	健康増進課

基本目標 2. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 安心安全な妊娠・出産への支援

妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るとともに、各種健診や相談体制の充実等、安心して妊娠・出産できる環境の整備を図ります。

①妊娠・出産への支援

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
プレコンセプションケアの推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> 性・妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。 予期せぬ妊娠等に関する相談窓口の周知を図ります。 	健康増進課
不妊・不育に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療に係る費用の一部を助成する「一般不妊治療費助成事業」等により経済的負担の軽減を図るとともに、様々な機会を活用して事業の周知を行います。 不妊・不育治療に関する情報提供を行います。 	健康増進課
低所得者妊婦初回産科受診料支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> 早期の妊娠届出を勧奨し、母体と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊娠判定を受ける低所得者に対して妊婦初回産科受診料を助成します。 	健康増進課
妊娠・出産に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子の健康の保持増進を目的に、妊娠届出時に母子健康手帳とマタニティマーク入りキーホルダーを配布するとともに、安心安全な出産に向けて定期受診を促進するため、妊産婦・乳児健康診査受診票を交付します。 妊娠届出時において母子保健コーディネーターや助産師・保健師により丁寧な生活状況等の聞き取りを行い、情報提供や保健指導を行うとともに、妊娠期からのきめ細かな支援により問題の早期解決に努めます。 妊娠期からの身近な相談窓口として、母子保健コーディネーターの周知を図るとともに、母子保健情報のデジタル化を検討します。 	健康増進課
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> すべての妊婦を対象に経済的支援を実施し、また妊娠届出、妊娠8か月アンケート、赤ちゃん訪問の機会に面談を行い、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業を一体的に実施します。 	健康増進課
妊産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 母子の健康の保持増進に向けて、妊婦健康診査、産後健康診査、妊産婦歯科健康診査の受診票を発行するとともに、健診の回数や内容について適宜検討を行います。 	健康増進課

取組・事業名	内容	担当課
妊産婦訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の母子保健コーディネーター等の専門職による個別面談や医療機関からの情報連携により、継続的な支援が必要な妊産婦や外国籍で支援が必要な妊産婦を把握し、家庭訪問を実施します。 ・妊娠・出産、育児に関する正しい知識の普及や生活状況に応じた助言指導を行い、妊娠・出産、育児に対する不安や悩みの解消を図ります。 	健康増進課
パパママクラス	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が妊娠・出産、育児についての正しい知識を得るとともに子どもが生まれた後のイメージを持つことができるよう、子育て支援センターと協働して、パパママクラスを開催します。 ・開催日程や内容等を適宜見直し、より参加しやすい教室運営に努めます。 	健康増進課
利用者支援事業 (こども家庭センター型母子保健機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に母子保健コーディネーターが妊婦の状況を把握し、個別の応援プランを作成し、妊娠・出産・子育て期にわたりきめ細かな切れ目のない支援を行います。 ・電話、面談、訪問などによる支援を継続的に行うとともに、必要時に医療機関とスムーズに連携できる体制づくりに努めます。 	子ども課 健康増進課

②産後の支援

取組・事業名	内容	担当課
産後ケア事業・ 産後家事援助費 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を希望するすべての産婦と乳児を対象に、産科医療機関等での心と体のケアを行う「産後ケア事業」を実施します。 ・家族等のサポートがない産婦を対象に、産後の家事援助の利用料について助成を行う「産後家事援助費助成事業」を実施します。 ・支援を必要する方が適切な支援を受けられるよう、事業の周知を図るとともに、里帰り中の産婦の利用についての検討を進めます。 	健康増進課
お誕生おめでとう電話	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後2週間から1か月までに助産師・保健師による電話相談を行うとともに、相談内容に応じて、適宜必要な支援につなげます。 	健康増進課
新生児訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生後1か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談に応じるとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。 ・職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
未熟児訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体発育が未熟なまま出生した乳児の家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。 ・職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課

取組・事業名	内容	担当課
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭を保健師等が訪問し、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて適切な機関につなげます。 ・職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、相談・助言等を行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、必要に応じて適切な機関につなげます。 ・職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。 	健康増進課
母子保健訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査や相談で支援が必要と認められる家庭を保健師等が訪問し、相談・助言等を行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、必要に応じて適切な機関につなげます。 ・適切な支援が行えるよう、職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行います。 	健康増進課

③子どもの成長・発達への支援

取組・事業名	内容	担当課
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健やかな成長を支援するため、4か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を実施するとともに、個別相談を行います。 ・健康診査未受診児の状況把握に努め、訪問や面談等により、未受診児全員の早期把握に努めます。 	健康増進課
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のため、予防接種法等に基づき、乳幼児、小学生、中学生等を対象に定期予防接種を実施するとともに、転入者や未接種者の把握に努め、接種勧奨をもれなく行います。 ・MR（麻しん風しん混合）ワクチンについては、国が推奨する95%の接種率を目指して、効果的な勧奨方法について検討します。 	健康増進課
乳幼児の個別相談・個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や事後教室、育児相談において、発達や育児に関する相談を行い、適切な支援機関につなげ、早期療育を図ります。 ・個別相談、個別指導において、それぞれの状況に適した相談に応じ、きめ細かな支援を行います。 	健康増進課

(2) 幼児教育・保育の充実

子ども一人ひとりの個性を尊重した質の高い幼児教育・保育の提供体制の充実を図るため、教育・保育事業の質の向上に取り組めます。

①質の高い幼児教育・保育の提供

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
老朽化した保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所の整備★	・老朽化した保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所を整備し、園児の安全を守るとともに就学前の子どもの教育・保育環境の充実を図ります。	子ども課
認定こども園の普及促進	・幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行う認定こども園の制度について普及に努めるとともに、認定こども園への移行を希望する施設に対し、相談支援を行います。	子ども課
私立幼稚園振興費補助事業	・私立幼稚園の教育内容を充実し、子どもの健やかな成長と豊かな心を育むため、食育の推進や幼稚園行事の実施に係る費用の一部を補助し、教育の質の確保に努めます。 ・私立幼稚園の運営状況や本市の就学前児童数の動向等を注視しつつ、適切な実施方法等の検証を行います。	子ども課
保育士研修事業	・保育士の資質向上、各施設との連携強化を目的に、保育所等や小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園に向けた研修を実施します。	子ども課
保育施設等巡回指導	・幼児教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導的立場の職員による巡回指導を行います。	子ども課
保健師巡回指導事業	・中央子育て支援センターを拠点として、保健師が各保育所等を巡回し、保護者に対し子どもの健康相談、育児相談、発達支援を行います。 ・各保育所等と連携を取りつつ、アレルギー対応が必要な園児や離乳食期で入所する園児の保護者に対して適切な指導を行います。	子ども課
幼稚園教諭・保育士の人材確保	・処遇改善や採用方法など効果的な人材不足への対応策について、幼稚園教諭や保育士を養成する大学等との連携を深め、人材の確保を図ります。	子ども課
第三者評価	・保育サービスの質の向上のため、第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を計画的に実施できるよう、環境整備に努めます。	子ども課

取組・事業名	内容	担当課
市独自の保育士配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上に向けて、保育士1人が保育する1歳児の人数について市独自の基準（4人）により運営を行います。 ・1歳児の待機解消に向けて、処遇面の改善等により保育士の確保に努めていきます。 	子ども課
就学前の教育・保育施設等代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、小規模保育事業所の代表者で構成する「就学前の教育・保育施設等代表者会議」を開催し、意見聴取や情報交換を行い、幼児教育・保育の質の向上を図ります。 	子ども課

②幼児教育・保育の提供に係る連携体制の強化

取組・事業名	内容	担当課
保育所・幼稚園と小学校等の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園から小学校への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園、小学校等で情報交換を行うとともに、関係機関との連携に努めます。 	子ども課
保育所広域入所	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所への入所を希望する場合において、該当の市町村と広域入所の協議を行います。 ・里帰り出産等の都合で他の市町村の保育所への入所を希望する保護者の支援を行います。 	子ども課

③健全な運営に関する指導等

取組・事業名	内容	担当課
保育所の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の浸水想定区域に指定される八橋保育園や知立保育園のあり方について「就学前の教育・保育施設等代表者会議」において検討を進めます。 	子ども課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて県へ幼稚園や認可外保育施設等の運営状況、監査状況等の情報提供を要請するほか、立入調査への同行依頼、関係法令等に基づく是正指導等の協力をすることで、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。 	子ども課

(3) 子育て支援施策の充実

多様な子育て支援サービスを提供するとともに、子育てについて誰もが相談しやすい体制、専門的な相談にも対応できる体制を整備していきます。

また、より多くの人に子育て支援サービスを活用してもらうため、様々な手法による情報発信に取り組みます。

①子育て支援に関する情報発信

取組・事業名	内容	担当課
子育てガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成するとともに、常に最新の情報を提供することができるよう、毎年度見直しを行います。 ・外国人住民に対しては、広報紙閲覧サービスアプリにより情報を提供し、その効果について検証を行います。 ・子育て世帯すべてに必要な情報が行き渡るよう、ガイドブックの啓発に努めます。 	子ども課
多様なメディアを通じた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の生活スタイルが変化していること、情報源が多様化していることを踏まえ、多様なメディアを活用して情報発信を行います。 ・子育て世帯に広く情報が行き渡るよう、より効果的な情報発信方法を検討します。 	子ども課

②子育ての負担感・孤立感の軽減

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
子育て相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて来所や電話、メールによる子育て相談や子育てに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、適切な支援を行います。 ・子育て中の方が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、多様な方法で相談できるよう体制を整備します。 	子ども課
こども家庭センター★	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行うことを目的に、こども家庭センターを設置します。 ・合同ケース会議のあり方やサポートプランの作成、更新、共有方法等、センターの運営方法を確立するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう、相談員等の専門性の向上に努めます。 	子ども課 健康増進課

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	<ul style="list-style-type: none"> 各子育て支援センターにおいて、子育て家庭を対象とした育児講座を毎月開催するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。 地域の社会資源との連携・協力のもと、子育て中の親子の交流の場や子育てに関する情報提供、育児相談等を行います。 	子ども課
利用者支援事業（基本型）	<ul style="list-style-type: none"> 各子育て支援センターに地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした相談、情報提供を行います。 妊産婦や子育て中の保護者が家庭の状況や悩みに応じた支援を選択し利用できるよう、子育て支援コーディネーターの専門性を活かした相談支援の実施に努めます。 来迎寺子育て支援センターに子育て支援コーディネーターを配置できるよう、人材確保・育成に努めます。 	子ども課
こども誰でも通園制度★	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労等の理由を問わず、保育所などに通っていない家庭の子ども（生後6か月から満3歳未満）を対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月10時間までの預かりを行うとともに、子育てに関する相談支援等を行います。 限られた人材をこども誰でも通園制度に配置するか、保育要件のある乳児保育事業に配置するか、今後の保育ニーズと合わせて慎重に検討を行います。 	子ども課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が病気やその他の理由により、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、乳児院または児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。 より多くの利用ニーズに応えることができるよう、委託先の確保に努めるとともに、子育て支援センターや児童センター等において情報提供を行い、事業の周知に努めます。 	子ども課
子育て世帯訪問支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> 家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事、子育て等の支援を行います。 	子ども課 健康増進課

③地域の子育て力の向上

取組・事業名	内容	担当課
大学との地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士を養成する大学等と、人的・知的資源の交流や物的資源の活用など多様な分野で協定を結び、連携・協力を行うとともに、学生に本市の保育の現状等を伝えるため、多くの養成校に出向きます。 ・学生の実習機会の増加などにより、保育人材の確保と地域の保育の質の向上を図ります。 	子ども課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てを援助してほしい方」と「子育てを援助したい方」が助け合い子育てを行う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業の活動を支援します。 ・SNS等を活用し、会員でない市民にも交流会や研修会の参加を募ることで事業の周知を図り、援助会員の拡充に努めます。 	子ども課
保育所地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた保育所を目指し、世代間交流や異年齢児交流等の行事を通して、地域との交流を図ります。 ・各保育所において、地域のニーズに応じた交流事業を実施します。 	子ども課
子育て応援団事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事業所等と協働し、子ども連れの外出が安心して楽しめる地域づくりを進めます。 	子ども課

④経済的負担の軽減

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
各種制度の周知★	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や関係各課、関係機関等と連携を図りながら制度の周知に努めます。 ・制度の周知にあたっては、より効果的な方法となるよう、検討を行います。 	子ども課 国保医療課
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生修了前までの子ども（通院は15歳に達する年度末まで、入院は18歳に達する年度末まで）の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 ・さらなる支援の充実に向けて、他市等の取組を研究し、助成期間拡大について検討を進めます。 	国保医療課
未熟児養育医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の発育が未熟なままで生まれ入院養育が必要な1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を助成します（所得に応じた自己負担額は子ども医療費で助成）。 ・助成により経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等と連携を図りながら周知に努めます。 	国保医療課
副食費に係る補足給付	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払う費用の一部についての助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減します。 	子ども課

(4) 仕事と家庭の両立に向けた支援

ワーク・ライフ・バランスを実現させ、男女が対等な立場で子育てに参画することができるよう、多様な働き方の実現や長時間労働の是正等について、企業や事業者へ働きかけを行うとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

①多様な保育サービスの提供

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
待機児童解消対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中での待機児童の解消に向けて、保育士の確保や施設の整備を行うとともに、保育ニーズに対応した入所枠の確保に努めます。 	子ども課
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の仕事等の都合で、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に、保育所等で引き続き子どもを預かります。 ・担当保育士を適切に配置し、安定した事業実施ができるよう、人材の確保に努めます。 	子ども課
乳児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育ニーズに対応するため、産休明けの乳児保育を実施します。 ・対象施設の定員の拡充や必要な人材の確保に努めるなど、受入れ体制の充実を図ります。 	子ども課
休日保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日、祝日に保護者の仕事等により、家庭での保育ができない場合に、保育所等で子どもを預かります。 ・担当保育士を適切に配置し、安定した事業実施ができるよう、人材の確保に努めます。 	子ども課
一時保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の傷病、入院等の事情で緊急的・一時的に子どもの世話が困難になった場合に、保育所等で子どもを預かります。 ・利用ニーズに即して対象施設や定員の見直し、改善を図ります。 	子ども課
統合保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、軽・中度の障がいがある子どもを受け入れ、障がいのない子どもと一緒に保育する統合保育を実施します。 ・よりよい保育を提供するため、他機関の受入れ等、事業の拡充を検討します。 ・ニーズの増加に応じて加配保育士を適切に配置するなど、安定した事業実施ができるよう、人材の確保に努めます。 	子ども課
医療的ケア児保育事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の仕事等の都合で、家庭での保育ができない医療的ケア児（たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童）を受け入れるための看護師等の配置など、保育環境の整備に努めます。 	子ども課
病児・病後児保育事業（施設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが病気または病気の回復期で、集団保育が困難であり、保護者の仕事等により家庭での保育ができない場合に、医療機関併設施設で子どもを預かります。 	子ども課

②ワーク・ライフ・バランスの推進

取組・事業名	内容	担当課
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する資料や情報の提供を行い、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識の解消を図ります。 ・市ホームページ等を活用し、男性の子育て理解及び男性の育児休業取得の推進に関連する情報を発信します。 	協働推進課
男性の家庭参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家庭参画が進むよう、男性の意識改革につながる講習会や講座を実施するとともに、男性の家事、子育て等の参画につながる講座等を実施します。 	生涯学習スポーツ課
事業主への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市ホームページ等を活用し育児休業の法令等の周知を図ります。 ・関係機関と連携を図り、労働環境の改善等について啓発を行います。 	経済課
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度」の内容や登録企業の取組例等に関する情報について、市ホームページ等を活用して発信します。 	経済課

基本目標 3. 子どもの健やかな成長への支援

(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

子どもが自ら学び、考え、行動することができるよう、小中学校において、生きる力を育む教育を推進します。

① 質の高い学校教育の提供

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
きめ細かな指導の充実★	・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに即した指導を進めるために、少人数指導や特別支援教育、外国人児童生徒教育等の指導法を工夫し、教育環境の充実を図ります。	学校教育課
「生きる力」を育む教育の充実★	・児童生徒が生きる上で直面する多様な課題を自ら解決していく力、確かな知識や技能、自他の生命や自然を尊重する心、自らを律する精神、たくましい心身を育むことができるよう、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。	学校教育課
教職員の資質向上と働き方改革の推進★	・教職員の自己研鑽を支援し、研修の機会を創出するとともに、教育活動の多面的な見直しと望ましい働き方の実現を図ります。	学校教育課

② 家庭や地域の教育力の向上

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
学校・家庭・地域との連携の推進★	・学校、家庭、地域との連携を密にするために組織のあり方を見直し、積極的に情報発信を行うとともに、保護者、地域人材の教育活動への参画の推進を図ります。	学校教育課 生涯学習スポーツ課
コミュニティ・スクール推進事業★	・段階的にコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）を発足させ、学校の抱える課題の解決や子どもの豊かな成長を目指し、社会総がかりでの教育の実現を図ります。	学校教育課

(2) 思春期保健対策の推進

児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、思春期の身体的、心理的な発達状況を理解することができるよう、思春期の心の健康や性の問題に対応した健康教育を推進します。

取組・事業名	内容	担当課
「いのちの教育」等を活用した指導	・小中学校で心身の成長や性に関する健康教育である「いのちの教育」を行い、正しい知識の習得を図ります。	健康増進課 学校教育課
学校における保健活動の充実	・保健体育の授業や道徳、総合的な学習の時間、特別活動を活用し、保健学習や保健指導、がん教育、自殺防止教育等を行います。 ・実施回数や実施内容について一層の充実を図ります。	学校教育課

(3) 子どもに寄り添った支援の充実

子どもが抱える悩みの解決に向け、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な相談ができる体制づくりに取り組みます。

①相談体制の整備

取組・事業名	内容	担当課
スクールカウンセラー・心の相談員の充実	・小中学校に配置しているスクールカウンセラーや心の相談員と学級担任等の連携を円滑に行うための体制強化を図ります。 ・人材の確保や相談体制の拡充等により、スクールカウンセラーや心の相談員の教育相談機能の充実を図ります。	学校教育課
相談事業の充実	・子どもが抱える悩みの相談に応じ、関係機関と連携しながら悩みの解決に向けて対応します。 ・相談事業について、ヤングケアラーやデートDV等、子どもや若者を取り巻く新たな課題の周知啓発に努めるとともに、子どもや若者自身の権利意識の高揚を図るための取組を進めます。	協働推進課 子ども課 学校教育課

②いじめ・不登校対策の充実

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
むすびあい教室	<ul style="list-style-type: none"> 不安や悩みがあつて学校へ行けない児童生徒が安心して過ごすことのできる居場所として「むすびあい教室」を実施し、指導員や他の通室生とのかかわりを通して生きる力を育むことができるよう、支援を行います。 	学校教育課
チャレンジキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> 不安や悩みがあつて学校へ行けない児童生徒とその保護者を対象とした支援プログラムとして、「チャレンジキャンプ」を実施します。 	学校教育課
知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、「知立市いじめ防止基本方針」に基づき、「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」を開催し、いじめや不登校の防止と早期発見、早期対応に向けた支援策を検討します。 「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」や家庭・地域の取組を紹介する広報紙を発行します。 	学校教育課
教員研修会★	<ul style="list-style-type: none"> 不登校に悩む児童生徒や保護者に対して、適切なかかわりができるよう、関係機関の連携を強化し、目的に応じた推進組織を設置するとともに、教育のスキル向上に向けた研修を行います。 	学校教育課

基本目標4. 若者の自立を支える環境づくり

(1) 就労、社会的自立に向けた支援

若者が社会の一員として社会にかかわり、経済的に自立することができるよう、若者一人ひとりの置かれた状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
キャリア教育の推進★	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりのキャリア形成を支援するため、学校の授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。 ・子どもたちが社会の一員としての意識を持つことができるよう、関係機関等と連携して、地域交流の機会を提供します。 	学校教育課
若者の就労支援★	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を活用して「愛知わかものハローワーク」や「求職者支援制度」等、就労に向けた支援に関する周知を行います。 ・トライアル雇用等、若者の安定雇用の推進につながる各種制度について、市内事業所や若者に対し周知を行います。 ・保育士や介護等、福祉分野で活躍する若者が増えるよう、職業体験や施設見学の機会等を提供します。 ・若者が自分に合った就職ができるよう、ハローワーク等と連携し、セミナーや職場体験、キャリアカウンセリング等を行うとともに、職場定着に向けた支援を行います。 	福祉課 経済課
知立若者サポートステーション★	<ul style="list-style-type: none"> ・「知立若者サポートステーション」において、働くことに不安を抱えている若者とその家族に対して、相談や職業ふれあい等を実施し、社会的自立に向けた支援を行います。 	福祉課 経済課
経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対して奨学金を支給します。 ・失職、会社の倒産等により、家計収入が激減し、高等学校への就学が困難な生徒に対して、緊急に奨学金を支給します。 ・国や他自治体の動向を踏まえながら、支給内容の充実を図ります。 	教育庶務課

(2) 結婚や子どもを持つことへの支援

若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚や子どもを持つことに対する理解を深めるための機会を提供するとともに、若者の結婚を応援する気運醸成を図ります。

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
結婚相談★	・結婚相手の紹介や結婚のための様々な相談を受け付け、希望者に出会いの場を提供します。	市民課
あいち結婚サポートセンターの周知等★	・AIマッチングシステムを活用したマッチングから交際、成婚までオンライン相談による伴走型支援を行う 愛知県の「あいち結婚サポートセンター」の周知を図り、利用を促します。 ・愛知県が開催するイベントに関する情報提供を行います。	子ども課

基本目標 5. きめ細かな対応が必要な子ども・家庭への支援

(1) ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援

ひとり親家庭の自立に向けて、日常生活における支援や就労に関する支援、経済的支援等を行います。

また、経済的な理由で学習機会にめぐまれない子どもへの支援として、学習支援や居場所づくりに取り組むとともに、保護者に対する自立支援や経済的支援等を行います。

①日常生活に対する支援

取組・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭の相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員による面談相談等を実施し、自立に必要な情報の提供や就業に有利な資格や技能の取得に関する相談・助言を行います。 各種研修等への参加により、母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。 ひとり親家庭への支援に関する様々な制度について、広く周知を行います。 	子ども課
母子生活支援施設・助産施設入所措置	<ul style="list-style-type: none"> 自立するために支援が必要な母子家庭に対し、生活と子育ての援助を行うため、母子生活支援施設への入所措置を行います。 経済的な理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が助産施設を利用できるよう支援を行います。 母子生活支援施設や助産施設への入所が必要な家庭に対して適切な措置がなされるよう、生活保護担当部署等関係機関と連携を図ります。 	子ども課
ひとり親家庭等の親への就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 「自立支援教育訓練給付金給付事業」や「高等職業訓練促進給付金給付事業」により、就業に有利な資格や技能の習得に向けた支援を行います。 高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親、父親に対し、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金給付事業」を実施します。 より多くの人々が制度を利用することができるよう、様々な機会を活用して制度の周知に努めます。 	子ども課

②経済的支援

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭であるか、父母のいずれかが重度の障がいの状態にあるなどの子ども（18歳に達する年度末まで）の養育者に対し、手当を支給します（市遺児手当・児童扶養手当）。 ・法令等の改正や実情に応じて、適宜内容の見直しを行うとともに、改正内容に関して広く周知を行います。 	子ども課
母子父子寡婦福祉資金の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・県の母子父子寡婦福祉資金の周知を図るとともに、母子父子寡婦福祉資金に関する相談に応じます。 	子ども課
母子家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭等の子ども（18歳に達する年度末まで）と子どもの母・父等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります（所得制限あり）。 	国保医療課
ファミリー・サポート・センター利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯やダブルケア家庭等の依頼会員がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、利用者負担額の一部を助成します。 ・利用促進に向け、制度の周知を図ります。 	子ども課
就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により、子どもを就学させるのが困難な家庭に対して、学用品や学校給食費などの経費を援助します。 ・就学援助認定作業において、学校との連携の強化に取り組むとともに、支援制度の周知を行います。 ・他自治体の動向を踏まえながら、就学援助の充実を図ります。 	学校教育課
養育費保証事業に関する研究★	<ul style="list-style-type: none"> ・国や近隣自治体の状況を踏まえ、養育費保証を契約する際の初回保証料を自治体が負担または補助する「養育費保証事業」を実施します。 ・養育費に関する公正証書作成のための手数料を補助します。 	子ども課

(2) 困難や生きづらさに直面する子ども・若者に対する支援

経済的な理由や家庭環境等により、様々な支援が必要な子ども・若者に対し、相談支援を実施するとともに、必要な支援が行き届く体制づくりを進めます。

①子どもの貧困対策

取組・事業名	内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困の連鎖防止に向けて、生活保護世帯、生活困窮世帯及び児童扶養手当受給世帯における子どもに対し、個別の学習支援や居場所支援、社会体験活動の機会を定期的に提供します。 ・ 学校、市、委託業者等関係団体との情報共有、意見交換を定期的に行い、個別支援のさらなる充実を図るとともに、保護者に対して養育相談や助言を行います。 	福祉課
子ども食堂支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや地域の人に無料または安価に食事と居場所を提供する「子ども食堂」と情報共有を行い、活動に対する支援の充実を図ります。 	福祉課

②児童虐待の未然防止と虐待への対応

取組・事業名	内容	担当課
児童虐待防止に向けた周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰や暴力によらない子育ての実現のため、妊娠早期から保護者に対し子どもとの接し方や様々な困難への対処法について助言します。 ・ あらゆる機会を活用し、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知に努めます。 ・ 児童虐待防止月間に合わせて、子どもの権利に関する広報・啓発を集中的に行い、子どもの権利について考える気運の醸成を図ります。 	子ども課 健康増進課
利用者支援事業（こども家庭センター型児童福祉機能）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもと子育て家庭の様々な相談に応じるこども家庭センターにおいて、子育てに関する様々な悩みの相談に応じ、適切な助言・指導を行います。 ・ 要保護児童等に関する通告・通報への対応や、多様化する相談内容に応じた支援につなげるため、相談員の専門性の向上に努めるとともに関係機関との連携や情報共有を強化します。 	子ども課 健康増進課
要保護児童対策地域協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援等を図るため、家庭児童相談室が要保護児童対策調整機関となり、関係機関との連携を深め、虐待の未然防止に努めます。 ・ 毎月開かれる実務者会議において要保護児童等の情報を共有し、必要に応じてケース検討会議を開催し、虐待の早期対応を図ります。 	子ども課

③社会的養護を必要とする子どもに対する支援

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
里親制度の啓発	・里親制度や里親養育体験発表会について、広報や市ホームページ、パンフレット等により広く周知を図ります。	子ども課
養育環境が不安定な児童生徒への支援★	・養育環境が不安定な児童や生徒等に対し、緊急ケース会議を必要に応じて開催するほか、個々のケースごとにサポートプラン等を作成し、学校、子ども課、児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、適切に対応します。	子ども課 学校教育課

④ひきこもりへの支援

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
ひきこもり等支援事業★	・ひきこもり等により社会生活に困難を抱える人やその家庭等に対し、福祉、教育、医療、雇用等の様々な関係機関が効果的に連携していけるよう、子ども・若者支援地域協議会を組織して相談支援体制を整備します。 ・ひきこもり等の相談・支援の中核として、子ども・若者総合相談センターの設置を検討します。	福祉課

⑤ヤングケアラーへの支援

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
ヤングケアラーに対する理解促進★	・ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、様々な機会を活用し、周知を行います。 ・相談等があった場合に適切な支援につなぐことができるよう、福祉、介護、医療、教育等の関係者に対し、ヤングケアラーに対する支援に関して研鑽を深めるため、必要な知見を共有していきます。	子ども課
相談支援体制の構築	・発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を構築します。	子ども課

⑥自殺対策の推進

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
SOSの出し方に関する教育★	・児童生徒が悩みをひとりで抱えることがないように相談体制の充実を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。	学校教育課

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
ストレスマネジメント教育の推進★	・児童生徒がストレスに上手く対処し、たくましく生きる力を身につけられるよう、認知行動療法に基づくストレスマネジメント教育の推進に取り組みます。また各学校で教育が継続的に実施できるような体制づくりを構築します。	学校教育課
多様な相談窓口の周知啓発	・子どもの多様な相談を受け付けるため、電話やSNSなどの相談窓口を広く周知します。	子ども課
スクールカウンセラーや相談員等のネットワーク体制の充実	・定期的にスクールカウンセラー、心の相談員、学校の教育相談担当教員の連絡会を市全体で開催し、連携強化を図ります。 ・市全体で心の教室相談員の連絡会を開催し、連携強化に努めます。	学校教育課

(3) 障がい児への支援

障がいのある子どもの健やかな成長を支援するため、障がいの状況や発達に応じて、必要な教育・保育が受けられる体制づくりや日常生活への支援等を図ります。

①障がいの早期発見と個々に応じた指導・相談

取組・事業名	内容	担当課
親子通所療育事業（ひまわりルーム）	・心身の発達に支援が必要な子どものための療育の場として、親子通所療育事業（ひまわりルーム）を実施します。 ・指導方法の研究や指導者の育成等、療育事業の充実を図ります。	子ども課
児童発達支援センター事業（知立市立ひまわり園）	・高度な専門性に基づく発達支援、家族支援を行います。 ・地域の障害児通所支援事業所に対して支援を行います。 ・専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援等により、地域のインクルージョン推進の中核を担います。 ・地域の発達支援に関する入口としての相談機能を行うことができる体制を整備します。 ・支援のため必要な専門職の充実に努めます。	子ども課

②適切な保育・教育の提供

取組・事業名	内容	担当課
統合保育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所において、軽・中度の障がいがある子どもを受け入れ、障がいのない子どもと一緒に保育する統合保育を実施します。 ・ よりよい保育を提供するため、他機関の受入れ等、事業の拡充を検討します。 ・ ニーズの増加に応じて加配保育士を適切に配置するなど、安定した事業実施ができるよう、人材の確保に努めます。 	子ども課
医療的ケア児保育事業★(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の仕事等の都合で、家庭での保育ができない医療的ケア児(たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童)を受け入れるための看護師等の配置など、保育環境の整備に努めます。 	子ども課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもの教育の充実を図るため、設置基準に応じて小中学校へ特別支援学級の設置を図り、学校における特別支援教育を推進します。 ・ 指導員のスキルの向上に向けて研修を実施するとともに、「特別支援教育ハンドブック(保護者向け)」の改訂を行います。 	学校教育課
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通級指導教室において、発達障がい等のある児童生徒に対し、障がいに応じた適切な指導を行うとともに、担当教員の増員や配置の工夫等により支援体制の強化を図ります。 ・ 指導力の向上に向けて、通級担当教員と学級担任等に対し、通級指導に対する理解を深めるための研修を実施するとともに、通級担当教員と学級担任等の連携を円滑に行うための体制づくりを行います。 	学校教育課
特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別支援教育連携協議会」において、障がいのある子どもやその保護者等の多様なニーズに応えるため、教育、福祉、医療等が一体となって、就学前から中学校卒業以降にわたって一貫して支援を行う方法を検討し、個別の支援計画を策定します。 ・ グレーゾーンの子どもの増加など、今日的な課題への対応についての検討を行います。 	学校教育課
就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもの教育条件の改善に向けて、就学援助事業の充実を図るとともに、就学指導体制の充実を図ります。 ・ 最適な学びの場を選べるよう、学校の見学や体験について周知を行うとともに、学校や幼稚園、保育所と連携を密にし、よりよい就学指導について検討を行い、さらなる充実を図ります。 	学校教育課

③日常生活を支えるための支援

取組・事業名	内容	担当課
障害児通所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの有無にかかわらず、子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、通所支援サービスを提供します（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等）。 ・ 利用後の成果という視点に立ち、事業内容の検討を行います。 	福祉課
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人（子どもも含む）が能力と適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、指定事業者と契約等を結び、適切なサービスを提供します（相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）。 	福祉課
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人（子どもも含む）が必要なサービスを受けることができるよう、「基幹相談支援センター」において、電話、家庭訪問等による相談や関係機関との連絡調整、申請等の支援を行います。 	福祉課
障がい児等への各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当、心身障害者扶助料を支給し、経済的な支援を行います。 ・ 制度の周知を図るため、障害児通所支援の利用者や事業者に情報提供を行うとともに、障害者手帳の取得時等に案内を行います。 	福祉課
障がい者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1～3級の人、療育手帳A・B判定の人、自閉症状群と診断された人等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 ・ 広報や他課と連携を図りながら制度の周知に努めます。 	国保医療課
自立支援医療費の支給（育成医療・精神通院医療）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の障がい除去したり、軽減するための治療に要する医療費の一部を助成します。 ・ 医療機関と連携を図り、支給もれを防ぐとともに、制度の周知に努めます。 	福祉課
精神障がい者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級の人、自立支援医療受給者証の交付を受けた人などに対し、保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります（自立支援医療受給者証のみ所持している人は指定医療機関の通院のみ助成）。 	国保医療課

(4) 外国人家庭への支援

多国籍化が進む中、外国人家庭が子育てしやすい環境づくりに向けて、安心して出産、子育てができるよう外国語での子育て情報の提供や子育てに関する相談を行うための通訳を配置します。また、就学時の日本語教育等の支援を行います。

①保護者に対する支援

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
子育て情報の多言語提供	<ul style="list-style-type: none"> 外国人家庭に子育てに関する情報が届くよう、妊娠・出産、子育てに関する情報を多言語（ポルトガル語等）で発信します。 外国人家庭に対して子育てに関する相談支援が行えるよう、保育園や保健センター等に通訳を配置します。 外国人住民が適切な支援につながるができるよう、電話通訳システムの周知を行います。 	子ども課 健康増進課
みらい Jr. (多文化子育てサロン) ★	<ul style="list-style-type: none"> 外国人家庭が不安や孤独を感じることなく楽しく安心して子育てできるよう、多文化子育てサロンにおいて、生活に役立つ情報の提供や、外国人親子と日本人親子の交流の機会を創出します。 	企画政策課
保育園等における相談・支援★	<ul style="list-style-type: none"> 保育園等において、多言語対応可能な翻訳機を活用し、情報提供、相談支援を行います。 	子ども課
日本語通訳者・翻訳者の配置	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活の相談の通訳や、学校や学級からの連絡事項を翻訳できる人材を配置し、就学援助等の支援制度についての情報提供やその他の支援を行います。 日本語通訳者、日本語翻訳者の充実を図ります。 多言語に対応できる日本語指導助手の雇用等により、支援体制の充実を図ります。 	学校教育課
CHIRYU にほんご教室★	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が安定的な雇用形態を獲得できるようにするため、日本語教育、キャリア教育を行います。 受講者に対して、日本語学習を通じた地域住民との交流を促進します。 	企画政策課

②子どもに対する支援

取組・事業名	内容	担当課
早期適応教室	<ul style="list-style-type: none"> 「早期適応教室」において、日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒に、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行い、小中学校への早期適応に向けた支援を行います。 知立南中学校内に新たな早期適応教室（花しょうぶ教室）を設置します。 早期適応教室指導員の充実を図るとともに、指導員の研修の機会を確保します。 	学校教育課

取組・事業名 ★追加事業	内容	担当課
日本語指導助手の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、外国人の児童生徒数が特に多い知立東小学校及び知立南中学校それぞれに、日本語指導助手を配置し、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行います。 ・多言語に対応できる日本語指導助手の雇用等により、支援体制の充実を図ります。 	学校教育課
外国人生徒に対する進路指導★	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や生徒自身の考えをよく聞き、相談しながら進路指導を進めることができるよう、訪問や懇談会等の際には必要に応じて日本語指導助手が同席し、支援を行います。 	学校教育課



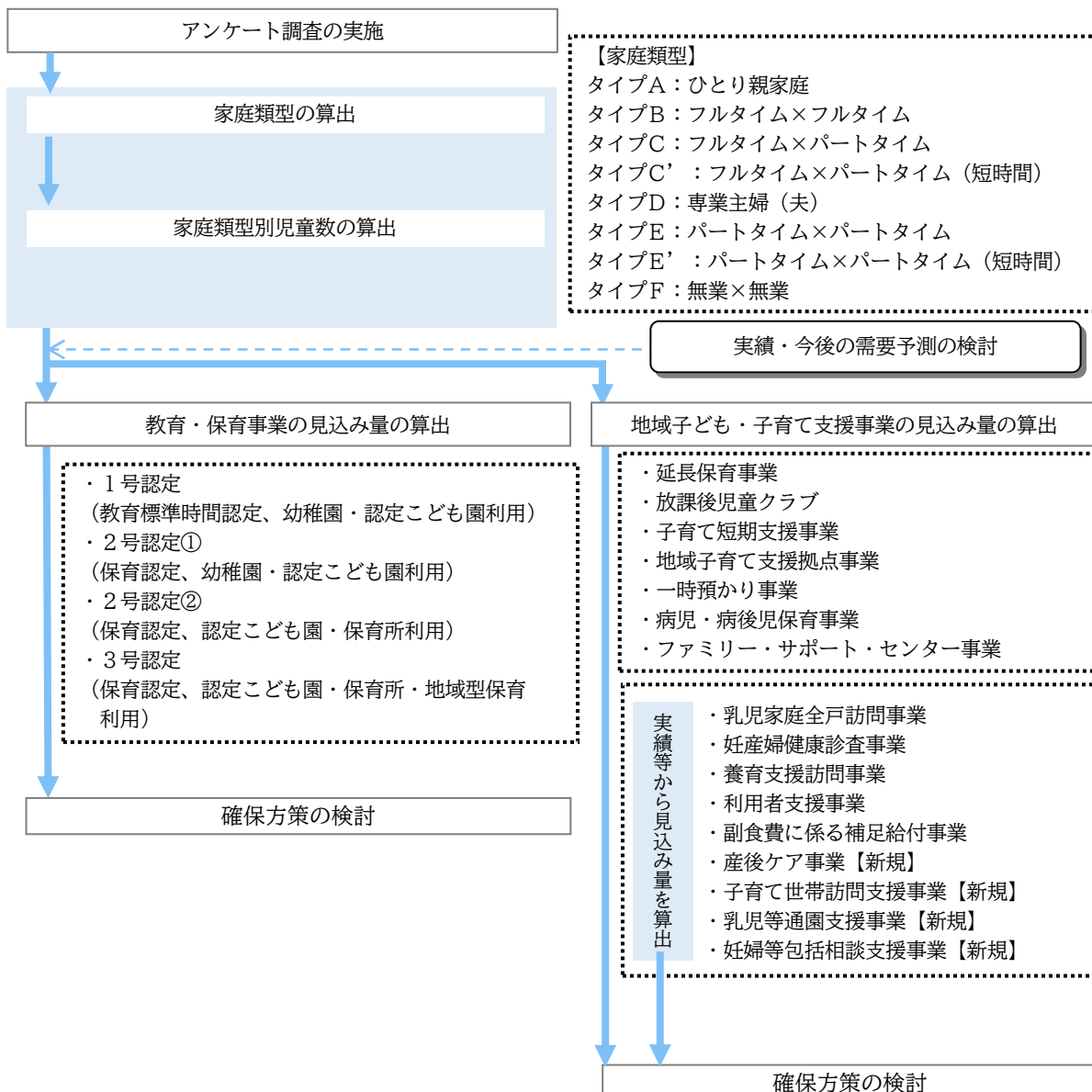
1. 見込み量（ニーズ量）の設定

(1) 見込み量の算出方法

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制とその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、2023年度（令和5年度）に実施した「知立市子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果や利用実績、今後の動向を踏まえ、目標事業量を設定しています。

■見込み量の算出の流れ



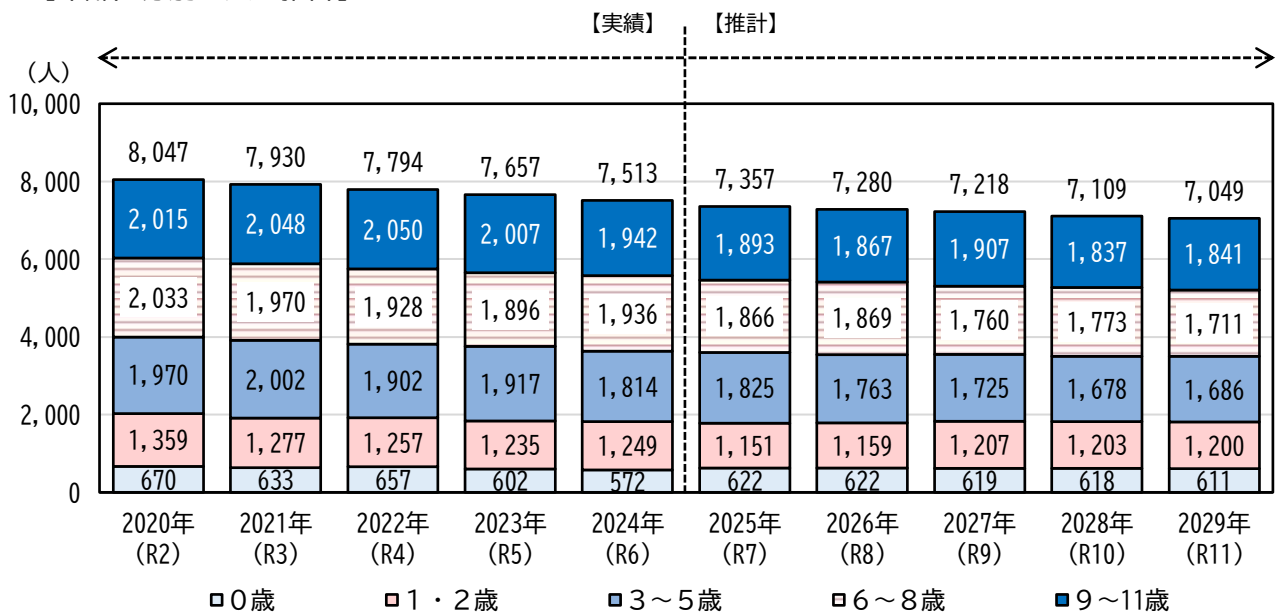
(2) 児童人口推計

見込み量算定の基礎となる 2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和 11 年度）の人口推計については、2020 年（令和 2 年）～2024 年（令和 6 年）の住民基本台帳及び外国人登録人口（各年 3 月末）をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

【年齢（各歳）別の人口推計】

年齢	実績					推計				
	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
0歳	670	633	657	602	572	622	622	619	618	611
1歳	660	646	617	649	605	563	612	612	608	608
2歳	699	631	640	586	644	588	547	595	595	592
3歳	638	685	611	635	571	630	576	535	582	582
4歳	704	635	679	614	640	571	630	575	535	582
5歳	628	682	612	668	603	624	557	615	561	522
6歳	643	622	678	612	663	599	620	553	611	558
7歳	711	639	616	670	612	659	595	616	550	607
8歳	679	709	634	614	661	608	654	591	612	546
9歳	680	677	696	629	607	654	602	648	585	606
10歳	694	681	677	705	633	610	658	605	651	588
11歳	641	690	677	673	702	629	607	654	601	647
合計	8,047	7,930	7,794	7,657	7,513	7,357	7,280	7,218	7,109	7,049

【年齢区別の人口推計】



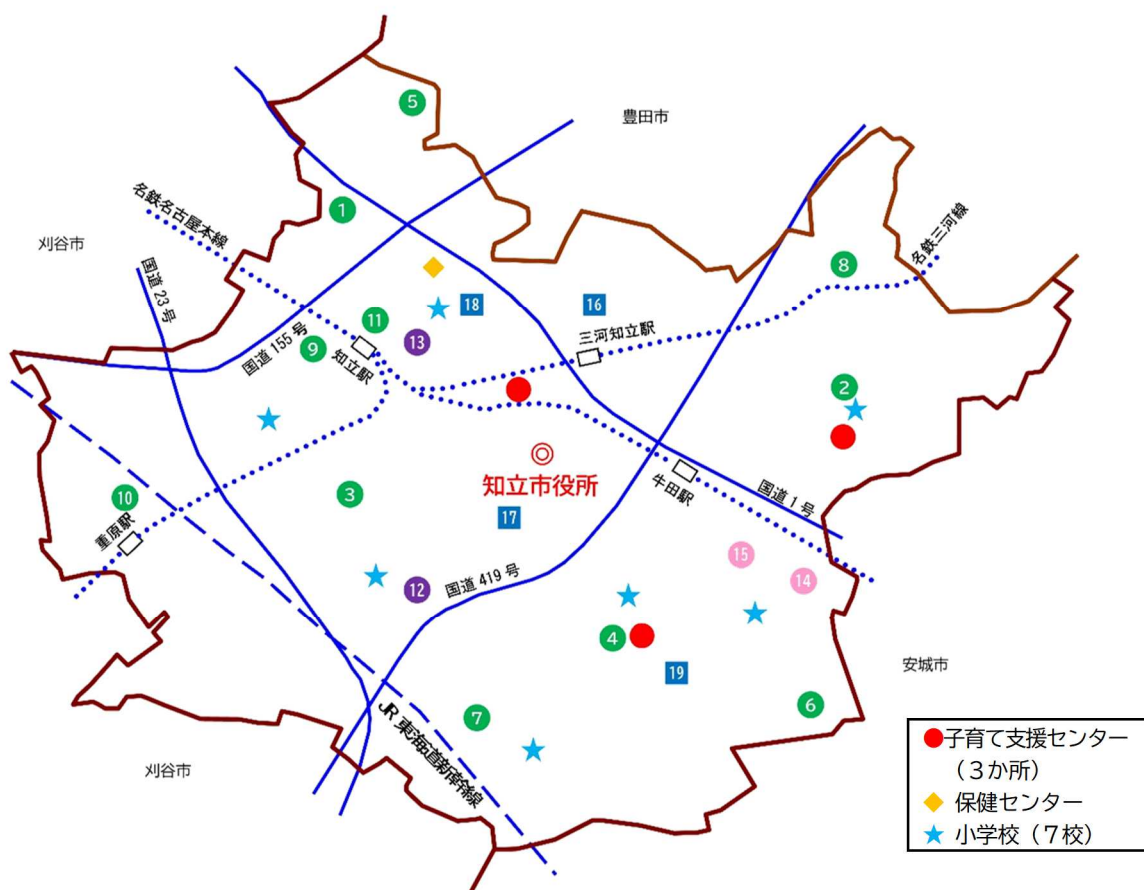
※コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3) 教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、7小学校区や3中学校区といった単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、以下のことを考慮し、市全体を一つの区域として設定します。

- ① 小学校区では、教育・保育提供区域内での需給調整が難しいと考えられること。
- ② 日常的な生活圏域としては市域が狭く、すべての区域範囲において、規模的に問題ない範囲の程度であること。
- ③ 明治39年に知立町、上重原村、牛橋村、長崎村（一部）が合併し知立町となって以降合併もなく、歴史的にみても、今日までにまち全体での結びつきは十分であること。



● 保育所 (11園)	● 認定こども園 (2園)	■ 幼稚園 (4園)
① 知立保育園	⑫ 猿渡保育園	⑮ 知立幼稚園
② 来迎寺保育園	⑬ 徳風こども園	⑯ 長篠幼稚園
③ 上重原保育園	● 地域型保育事業所 (2園)	⑰ 桜木幼稚園
④ 知立南保育園	⑭ さくらんぼ保育園	⑱ はなの木幼稚園
⑤ 逢妻保育園	⑮ 華の子保育ランド	
⑥ 高根保育園		
⑦ 新林保育園		
⑧ 八橋保育園		
⑨ 宝保育園		
⑩ 上重原西保育園		
⑪ 知立なかよし保育園		

2. 事業の見込み量と提供体制

(1) 教育・保育事業

幼児期の教育や保育を必要とする人が、教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園等）や地域型保育（小規模保育等）を利用できるよう、サービス提供体制を確保する事業です。

【支給認定】

1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、次に掲げる「2号認定」以外の状況であるという認定。

2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定。

3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定。

※これらの認定は、子ども・子育て支援法において、小学校就学前の子どもの保護者の居住地の市町村が行うこととされている。

① 3～5歳

■ 1号認定、2号認定①（幼稚園・認定こども園利用）

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	941	956	928	926
1号認定	665	675	655	654
2号認定①	276	281	273	272
B. 実績	853	925	857	840
計画値に対する充足（A－B）	88	31	71	86

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	715	691	676	658	660
1号認定	599	579	566	551	553
2号認定①	116	112	110	107	107
B. 確保量	1,024	1,024	1,024	1,024	1,024
充足（B－A）	309	333	348	366	364

※幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園。

【提供体制の確保方策】

現在、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園4施設及び私立幼保連携型認定こども園1施設で事業を行っています。また、2025年度（令和7年度）から私立保育所1施設が幼保連携型認定こども園へ移行を予定していることから、1号認定については必要な量が確保されています。2号認定①については、幼稚園と幼稚園型の一時預かり（長時間・通年）の利用で確保を見込んでおり、現在の体制で必要な量が確保されています。

■ 2号認定②（保育所・認定こども園利用）

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	1,004	1,021	990	988
B. 実績	1,067	1,026	1,026	1,031
計画値に対する充足（A－B）	▲63	▲5	▲36	▲43

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	1,110	1,072	1,049	1,021	1,026
B. 確保量	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
充足（B－A）	47	85	108	136	131

【提供体制の確保方策】

現在、公立保育所 10 施設、私立保育所 2 施設、私立幼保連携型認定こども園 1 施設、小規模保育事業所 2 施設の計 15 施設で事業を行っています。2025 年度（令和 7 年度）からは私立保育所 1 施設が幼保連携型認定こども園へ移行を予定しており、2 号認定の利用定員の拡大を予定していることから、必要な量が確保されています。

② 0～2 歳

■ 3号認定（0歳）

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	110	113	116	120
B. 実績	107	110	107	105
保育所等	100	103	101	97
地域型保育事業	7	7	6	8
計画値に対する充足（A－B）	3	3	9	15

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	119	119	118	118	117
B. 確保量（定員）	124	124	124	124	124
保育所等	116	116	116	116	116
地域型保育事業	8	8	8	8	8
充足（B－A）	5	5	6	6	7

【提供体制の確保方策】

現在、公立保育所 10 施設、私立保育所 2 施設、私立幼保連携型認定こども園 1 施設、小規模保育事業所 2 施設の計 15 施設で事業を行っています。2025 年度（令和 7 年度）からは私立保育所 1 施設が幼保連携型認定こども園へ移行を予定しており、3 号認定の利用定員の拡大を予定していることから、必要な量が確保されています。

■ 3号認定（1・2歳）

【実績】

単位：人	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
A. 計画値（1 歳・2 歳）	514	503	509	502
B. 実績	506	491	480	476
保育所等	490	472	460	457
1 歳	226	207	209	211
2 歳	264	265	251	246
地域型保育事業	16	19	20	19
1 歳	11	10	10	9
2 歳	5	9	10	10
計画値に対する充足（A－B）	8	12	29	26

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
A. 見込み量	491	490	513	511	510
1 歳	209	228	228	226	226
2 歳	282	262	285	285	284
B. 確保量（定員）	595	595	595	595	595
保育所等	579	579	579	579	579
1 歳	247	247	247	247	247
2 歳	332	332	332	332	332
地域型保育事業	16	16	16	16	16
1 歳	8	8	8	8	8
2 歳	8	8	8	8	8
充足（B－A）	104	105	82	84	85

【提供体制の確保方策】

現在、公立保育所 10 施設、私立保育所 2 施設、私立幼保連携型認定こども園 1 施設、小規模保育事業所 2 施設の計 15 施設で事業を行っています。2025 年度（令和 7 年度）からは私立保育所 1 施設が幼保連携型認定こども園へ移行を予定しており、3 号認定の利用定員の拡大を予定していることから、必要な量が確保されています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	1,225	1,226	1,209	1,201
B. 実績	1,530	1,328	1,310	1,224
計画値に対する充足(A-B)	▲305	▲102	▲101	▲23

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	1,563	1,532	1,529	1,502	1,504
B. 確保量	1,563	1,532	1,529	1,502	1,504
充足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

現在、公立保育所10施設、私立保育所2施設、私立幼保連携型認定こども園1施設、小規模保育事業所2施設の計15施設で事業を行っており、園ごとに柔軟な対応が行われているため、必要な量は確保されています。

②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学している児童）に対し、授業の終了後に専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	541	525	526	520
1年生	169	166	181	170
2年生	165	145	143	156
3年生	114	122	107	105
4年生	71	70	74	66
5年生	19	19	18	20
6年生	3	3	3	3
B. 実績	313	340	389	399
計画値に対する充足(A-B)	228	185	137	121

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	411	408	391	391	380
1年生	135	133	128	128	124
2年生	111	110	105	105	102
3年生	85	84	81	80	78
4年生	51	51	49	49	48
5年生	22	23	22	23	22
6年生	7	7	6	6	6
B. 確保量(定員)	550	550	550	550	550
充足(B-A)	139	142	159	159	170

※学年ごとの明確な利用定員はないため、全体で量を確保することとする。

【提供体制の確保方策】

全小学校区で事業を実施しており、必要な量は確保されています。引き続き、事業の継続に必要な人材の確保に努めます。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【実績】

単位：人日	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	10	10	10	10
B. 実績	0	0	0	0
計画値に対する充足(A-B)	10	10	10	10

【本計画期間における見込み量】

単位：人日	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	10	10	10	10	10
B. 確保量	10	10	10	10	10
充足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量=確保量としている。

【提供体制の確保方策】

児童養護施設と事業の利用契約を締結しています。より柔軟な利用ができるよう施設に働きかけながら、引き続き、必要な量の確保に努めます。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

単位：人回	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	52,320	51,612	51,648	51,084
B. 実績	17,490	16,943	27,519	29,453
計画値に対する充足(A-B)	34,830	34,669	24,129	21,631

【本計画期間における見込み量】

単位：人回	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	28,430	28,555	29,267	29,193	29,024
B. 確保量	28,430	28,555	29,267	29,193	29,024
充足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

現在、3施設で事業を実施しており、必要な量が確保されています。

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■幼稚園型

在籍児童を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて実施する預かり保育事業です。

【実績】

単位：人日	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	17,617	17,902	17,384	17,361
1号による利用	2,624	2,668	2,589	2,586
2号による利用	14,993	15,234	14,795	14,775
B. 実績	22,484	29,634	24,571	26,359
計画値に対する充足(A-B)	▲4,867	▲11,732	▲7,187	▲8,998

【本計画期間における見込み量】

単位：人日	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	22,924	22,129	21,670	21,071	21,160
1号による利用	3,329	3,213	3,146	3,059	3,073
2号による利用	19,595	18,916	18,524	18,012	18,087
B. 確保量	22,924	22,129	21,670	21,071	21,160
充足 (B - A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

私立幼稚園4施設で事業を行っており、必要な量が確保されています。

■幼稚園型以外

保育所や子育て支援センターなどにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業です。

【実績】

単位：人日	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	3,377	3,379	3,331	3,309
B. 実績	2,549	3,115	3,432	3,900
計画値に対する充足 (A - B)	828	264	▲101	▲591

【本計画期間における見込み量】

単位：人日	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	3,739	3,682	3,689	3,636	3,633
B. 確保量 (定員)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
充足 (B - A)	461	518	511	564	567

【提供体制の確保方策】

現在、公立保育所3施設、子育て支援センター1施設の計4施設で事業を行っています。また、2025年度(令和7年度)から私立保育所1施設が幼保連携型認定こども園へ移行を予定しており、一時預かり事業の実施を予定していることから、必要な量が確保されています。

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【実績】

単位：人日	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	252	252	248	246
B. 実績	6	52	79	194
計画値に対する充足 (A - B)	246	200	169	52

【本計画期間における見込み量】

単位：人日	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	186	184	181	179	177
B. 確保量(定員)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
充足(B-A)	1,014	1,016	1,019	1,021	1,023

【提供体制の確保方策】

1 事業者が事業を行っており、必要な量は確保されています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

単位：人日	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	1,281	1,277	1,265	1,254
B. 実績	1,325	1,316	1,581	1,284
計画値に対する充足(A-B)	▲44	▲39	▲316	▲30

【本計画期間における見込み量】

単位：人日	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	1,494	1,478	1,465	1,443	1,431
B. 確保量	1,494	1,478	1,465	1,443	1,431
充足(B-A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている（数値は小学生の利用のみ）。

【提供体制の確保方策】

相互援助活動のため、援助を希望する日に援助を行うことができる人がいない場合があります。援助を受けることを希望するときに利用できるよう、援助会員の確保に努めます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

妊娠届や出生届の提出の際に把握した生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	721	714	705	698
B. 実績	590	648	605	616
計画値に対する充足(A-B)	131	66	100	82

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	622	622	619	618	611
B. 確保量	622	622	619	618	611
充足 (B - A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

量の見込みに対応できる赤ちゃん訪問員（保健師、看護師、保育士などの有資格者で研修を受けた人）の確保に努めます。

⑨妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	777	770	760	753
B. 実績	744	655	697	686
計画値に対する充足 (A - B)	33	115	63	67

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	622	622	619	618	611
B. 確保量	622	622	619	618	611
充足 (B - A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

医療機関への委託等により、量の見込みに対応できる体制を確保します。また、妊娠届を提出した妊婦に対して妊産婦・乳児健康診査受診票を発行し、受診を促します。

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	231	230	227	226
B. 実績	276	285	234	197
計画値に対する充足 (A - B)	▲45	▲55	▲7	29

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	263	259	259	255	255
B. 確保量	263	259	259	255	255
充足 (B - A)	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

見込み量に対応できる保健師、助産師、看護師などの有資格者の確保に努めます。事業の実施については、関係機関（産科医療機関等）からの情報提供等により訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、その情報をもとに訪問する家庭や支援内容を決定した上で行います。

⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、子育てに関する相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

単位：か所	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1
B. 実績	2	2	2	2
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
計画値に対する充足 (A - B)	0	0	0	0

【本計画期間における見込み量】

単位：か所	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
B. 確保量	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
充足（B－A）	0	0	0	0	0

【提供体制の確保方策】

基本型は子育て支援センター、こども家庭センター型は、市役所と保健センターとが一体となって対応を行います。事業の実施にあたっては、基本型は子育て支援コーディネーターが妊産婦や子育て中の保護者が家庭の状況や悩みに応じた支援を選択して利用できるよう相談支援を行います。こども家庭センター型は、保健師等の専門職である母子保健コーディネーターが妊娠期から子育て期にわたって、電話、面談、訪問などによる支援を継続的に行うとともに、定期健診や予防接種の場面等で児童虐待や児童の養育環境に支援が必要であると認められた場合は、児童福祉担当部局が必要な支援策とともに検討し、関係機関との連携のもと必要な手立てを講じます。併せて、これら利用者支援事業の機能の補完として、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的に、より身近な相談先となる地域子育て相談機関を子育て支援センターに設置します。

⑫副食費に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費を免除または助成する事業です。

【実績】

単位：人	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
A. 計画値	177	180	174	174
B. 実績	111	128	117	99
計画値に対する充足（A－B）	66	52	57	75

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	120	119	117	116	115
B. 確保量	120	119	117	116	115
充足（B－A）	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている（数値は新制度に移行していない幼稚園のみ）。

【提供体制の確保方策】

保育所等における副食費について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に加え、市独自の基準を設け、費用の一部を免除または補助します。

また、新制度に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯等についても、給食費のうち「副食費相当分」の費用の一部を補助します。

⑬産後ケア事業【新規】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【本計画期間における見込み量】

単位：人（延べ）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
A. 見込み量	121	121	121	121	121
B. 確保量	121	121	121	121	121
充足（B－A）	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

2024年度（令和6年度）は産科医療機関4か所、助産院3か所との委託契約により、必要な量を確保できており、今後も同様の体制で必要量が確保できる見込みです。引き続き、利用しやすい体制の整備に努めます。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行う事業です。

【本計画期間における見込み量】

単位：人日	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
A. 見込み量	24	24	24	24	24
B. 確保量	24	24	24	24	24
充足（B－A）	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

家事援助サービス提供事業者と契約し、支援を求める家庭に対しヘルパーを派遣します。

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児、児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

【本計画期間における見込み量】

単位：人（1日当たり）	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量		6	6	6	6
B. 確保量（定員）		6	6	6	6
充足（B－A）		0	0	0	0

【提供体制の確保方策】

一時預かり事業（幼稚園型以外）の空き枠等の活用を予定することで、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の必要な量を確保します。

⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【本計画期間における見込み量】

単位：人	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A. 見込み量	1,866	1,866	1,857	1,854	1,833
B. 確保量	1,866	1,866	1,857	1,854	1,833
充足（B－A）	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、見込み量＝確保量としている。

【提供体制の確保方策】

すべての妊婦等に対し、妊娠届出時、妊娠8か月時、赤ちゃん訪問時に面談を行い、産前産後を通じて一貫して切れ目のない支援を実施します。



1. 推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と子ども基本法に基づく市町村子ども計画を一体的に定めるものであり、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための指針となるものです。子ども・子育て支援施策は福祉分野だけでなく、保健、医療、教育など多岐の分野にわたるため、計画の推進にあたっては、子ども課が中心となり、関係各課と連携・協力を図りながら、全庁的に取り組む必要があります。

また、家庭や地域、行政等それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や果たすべき役割を認識し、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であるため、家庭をはじめとして、保育所、幼稚園、学校、地域、その他子育て支援に関する関係機関・団体等に対して本計画を広く周知するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。

2. 計画の進捗評価・検証

本計画の実効性を高めるため、計画推進の仕組みとして、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを活用し、毎年度、知立市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設けることにより、計画の評価・検証を行います。教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容についても毎年度点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

また、子ども・子育てに関する個別の具体的な事例の情報交換や検討を行う必要がある場合には部会を立ち上げ、問題解決等のための具体的な検討をしていきます。



1. 計画の策定過程

年月日		内容
2023年 (令和5年)	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和5年度 第1回知立市子ども・子育て会議 ・第2期知立市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績報告及び令和5年度事業実施予定について ・次期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について
	11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和5年度 第2回知立市子ども・子育て会議 ・知立市子ども・子育て支援事業計画の実績および実施予定内容の報告様式について ・第3期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査案について
	12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■高校生グループインタビューの実施
	12月12日～ 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■市民アンケートの実施 ①子どもの保護者に対する調査 (未就学児童、小学生児童、中学生、15～18歳) ②子どもに対する調査 (小学生児童、中学生、15～18歳)
2024年 (令和6年)	3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和5年度 第3回知立市子ども・子育て会議 ・第2期知立市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績報告及び令和6年度事業実施予定について ・次期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について
	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年度 第1回知立市子ども・子育て会議 ・第3期知立市子ども・子育て支援事業計画の骨子案、施策体系案について
	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年度 第2回知立市子ども・子育て会議 ・第3期知立市子ども・子育て支援事業計画案（個々の支援施策）について
	10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年度 第3回知立市子ども・子育て会議 ・第3期知立市子ども・子育て支援事業計画案について
	2025年 (令和7年)	12月17日～ 1月17日

2. 知立市子ども・子育て会議

(1) 会議条例

○知立市子ども・子育て会議条例

平成16年3月24日条例第4号

改正

平成18年12月25日条例第35号

平成26年3月26日条例第10号

令和5年3月20日条例第5号

令和6年10月1日条例第22号

知立市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4並びに次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条及び子ども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。

- (1) 推進法第8条の市町村行動計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 基本法第10条第2項の市町村子ども計画に関する事項を調査審議すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(組織及び任期)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、福祉又は学校教育の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する児童の保護者
- (5) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉子ども部子ども課において処理をする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略・順不同)

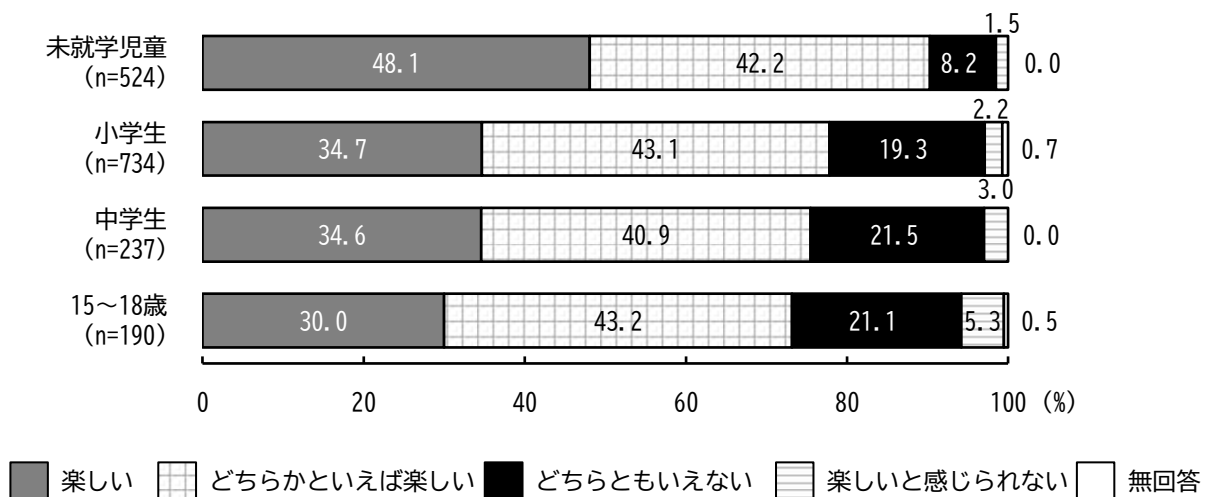
区分	団体名等	氏名	任期
学識経験を有する者	学識経験者	蔭山 英順 [会長]	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
医療、福祉又は 学校教育の関係者	医師会代表	豊田 かおり	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
	社会福祉協議会代表	高橋 敦子 [副会長]	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
	保育園代表	北村 信人	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
	幼稚園代表	川合 大一郎	2023年度(令和5年度)
		松元 貴子	2024年度(令和6年度)
	小中学校PTA代表	野村 勝己	2023年度(令和5年度)
		霞 智子	2024年度(令和6年度)
小中学校校長会代表	大橋 直樹	2023年度(令和5年度)	
	大島 稔	2024年度(令和6年度)	
地域団体又は公 共的団体を代表 する者	民生・児童委員代表	谷田 一敏	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
	主任児童委員代表	長谷川 依句弥	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
保育所又は幼稚 園に在籍する児 童の保護者	幼稚園保護者代表	柴田 春奈	2023年度(令和5年度)
		久米 枝里	2024年度(令和6年度)
	保育園保護者代表	尾村 あゆみ	2023年度(令和5年度)
		長村 明日美	2024年度(令和6年度)
市内に居住し、 通勤し、又は通 学する者	市内居住者代表(公募)	石田 沙織	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
		伊藤 邦子	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
関係行政機関の 職員	衣浦東部保健所代表	杉原 孝子	2023年度(令和5年度)
		山本 由美子	2024年度(令和6年度)
	刈谷児童相談センター 代表	松永 聡	2023年度(令和5年度)
		近藤 雅明	2024年度(令和6年度)
市の職員	知立市代表	水谷 弘喜	2023年度(令和5年度)
		瀬古 俊之	2024年度(令和6年度)
	知立市教育委員会代表	宇野 成佳	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
その他市長が必 要と認める者	労働者代表	松田 斉	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)
	一般事業主代表	朝倉 信哉	2023年度(令和5年度)～ 2024年度(令和6年度)

3. アンケート結果の概要

■子育てに関する意識

子育てを楽しんでいるかについてみると、『楽しい』（「楽しい」 + 「どちらかといえば楽しい」）の割合は、未就学児童の保護者で 90.3%、小学生児童の保護者で 77.8%、中学生の保護者で 75.5%、15～18 歳の保護者で 73.2%となっています。

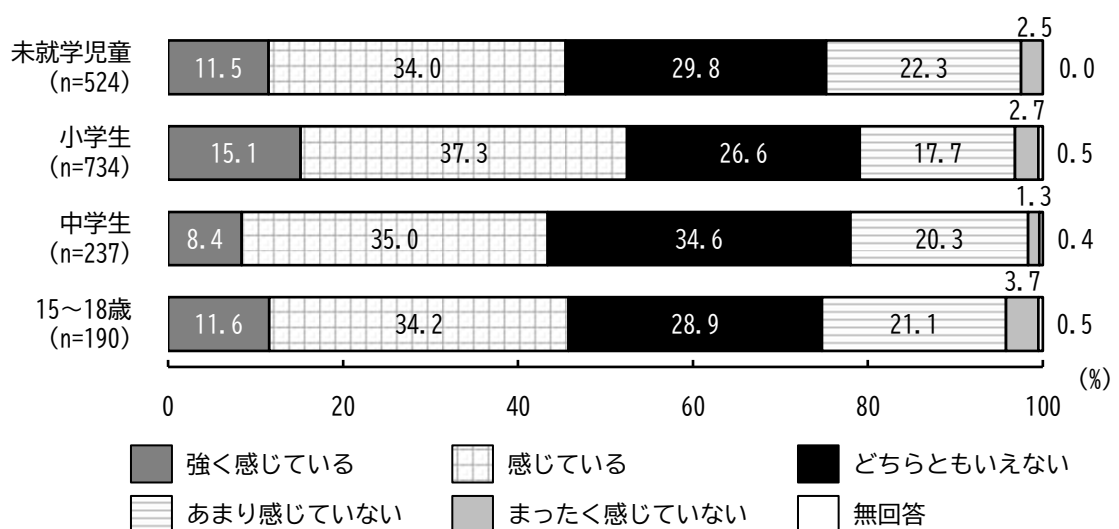
【保護者への調査】



■子育てに関する不安・負担感

子育てに不安や負担を感じているかについてみると、『感じている』（「強く感じている」 + 「感じている」）の割合は、未就学児童の保護者で 45.5%、小学生児童の保護者で 52.4%、中学生の保護者で 43.4%、15～18 歳の保護者で 45.8%となっています。

【保護者への調査】

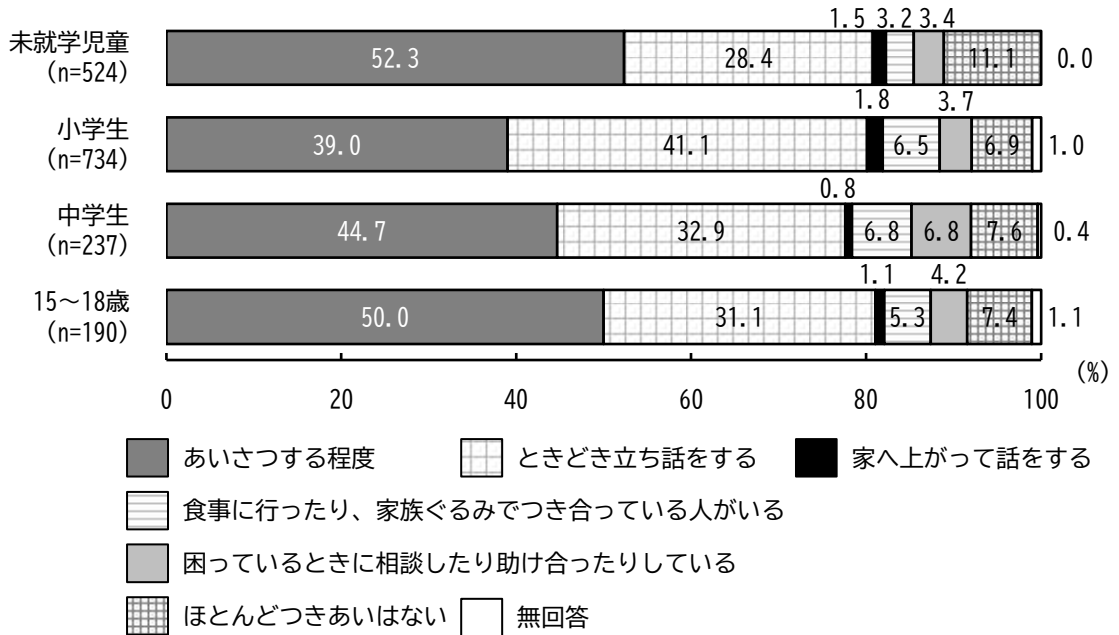


■地域とのつながりについて

近所や地域の人とのつきあいの程度についてみると、小学生の保護者以外では「あいさつする程度」の割合が最も高くなっています。小学生の保護者については、「ときどき立ち話をする」の割合が最も高くなっています。

「困っているときに相談したり助け合ったりしている」の割合は、どの年代の保護者も数パーセントにとどまっています。

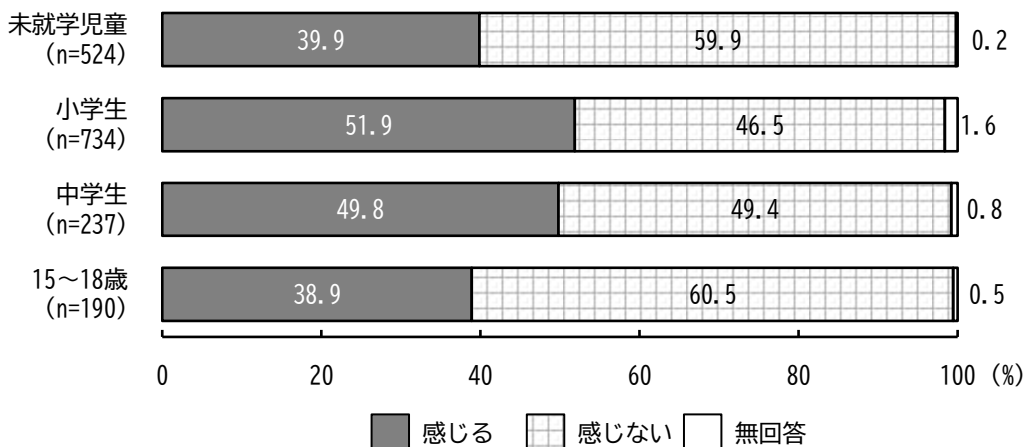
【保護者への調査】



■子育てに対する地域の支えに対する意識

自分の子育てが地域に支えられていると思うかについてみると、「感じる」の割合は、未就学児童の保護者で 39.9%、小学生児童の保護者で 51.9%、中学生の保護者で 49.8%、15~18歳の保護者で 38.9%となっています。

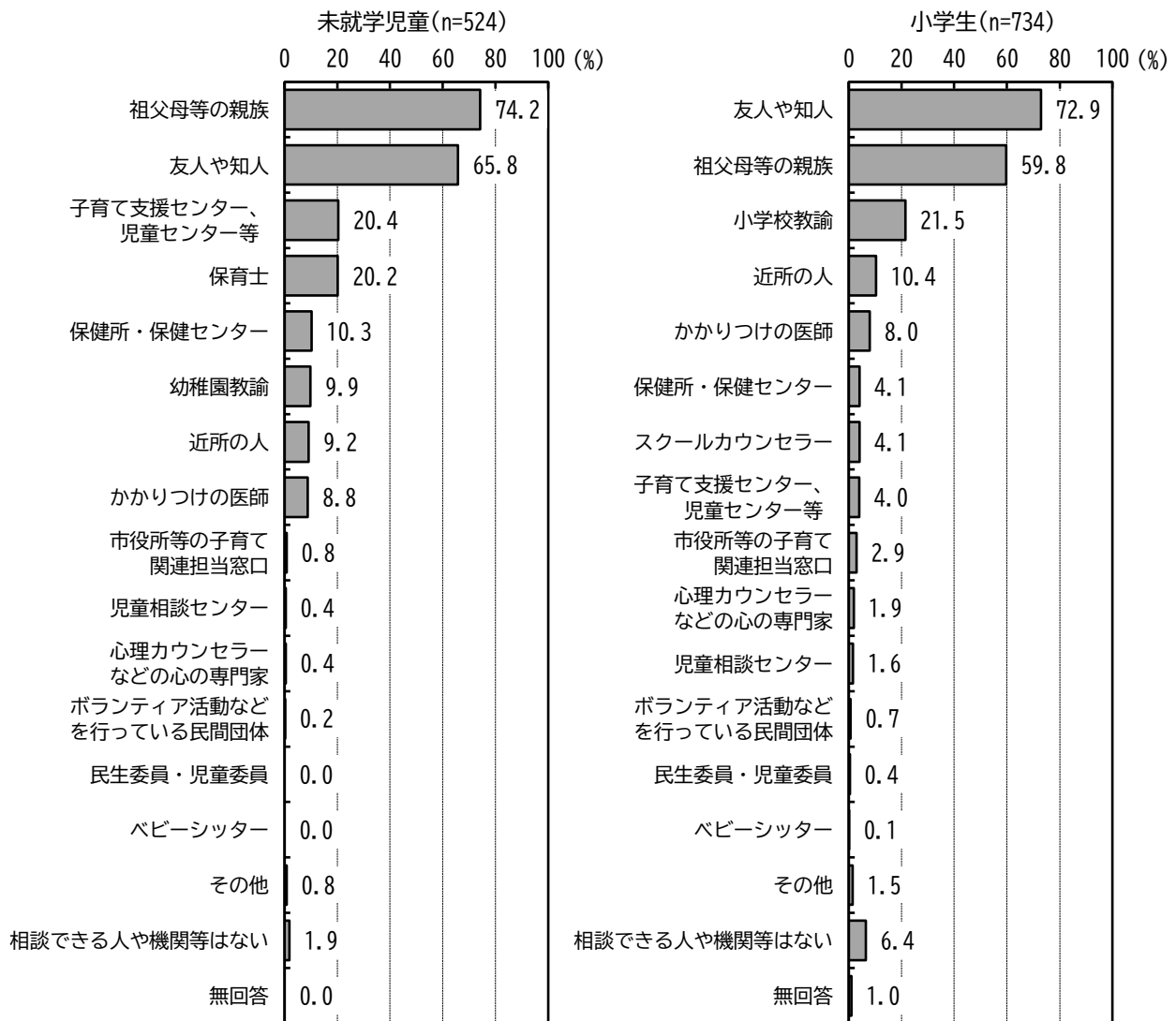
【保護者への調査】



■子育ての相談先

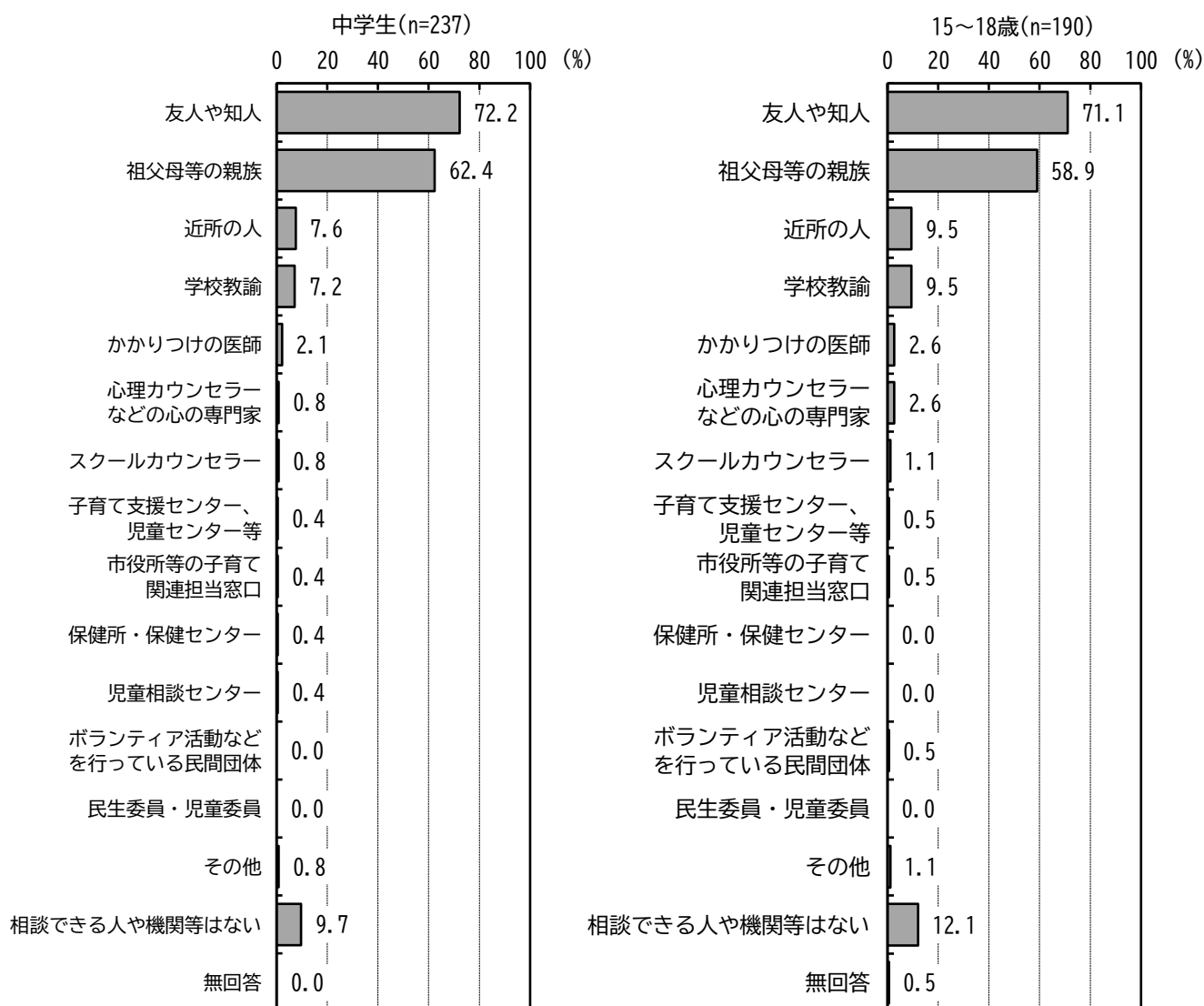
子育てについて気軽に相談できる人や機関等についてみると、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位2位となっていますが、未就学児童の保護者は「祖父母等の親族」の割合、小学生児童の保護者は「友人や知人」の割合が最も高くなっています。

【保護者への調査】



子育てについて気軽に相談できる人や機関等についてみると、中学生の保護者、15～18歳の保護者ともに「友人や知人」、「祖父母等の親族」の順で割合が高くなっています。

【保護者への調査】

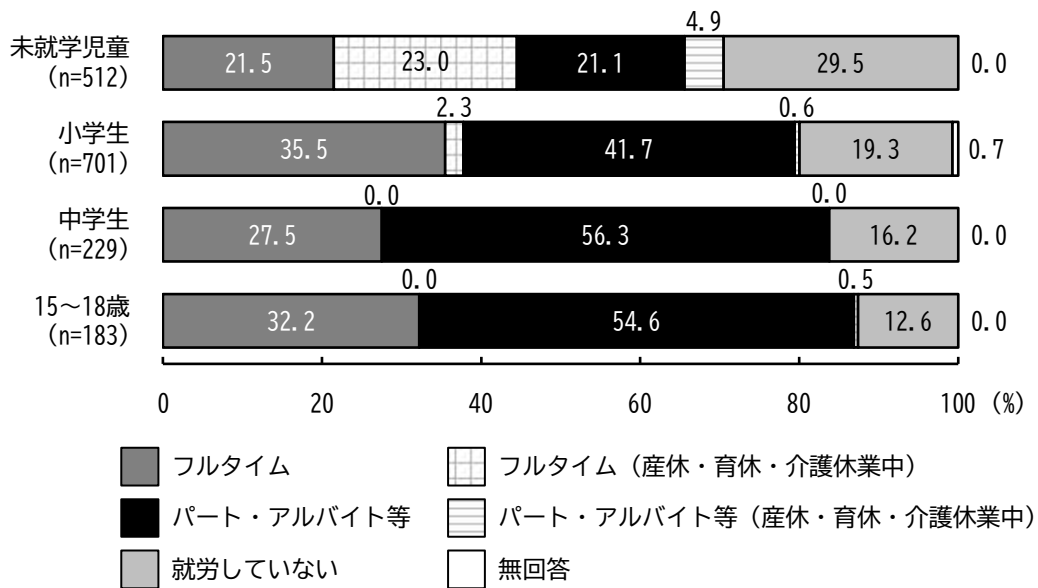


■母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、『就労している』（「フルタイムで就労」＋「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）」＋「パート・アルバイト等で就労」＋「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中）」）の割合は、未就学児童の保護者で70.5%、小学生児童の保護者で80.1%、中学生の保護者で83.8%、15～18歳の保護者で87.3%となっています。

また、『フルタイム』の割合は、未就学児童の保護者で44.5%、小学生児童の保護者で37.8%、中学生の保護者で27.5%、15～18歳の保護者で32.2%となっています。

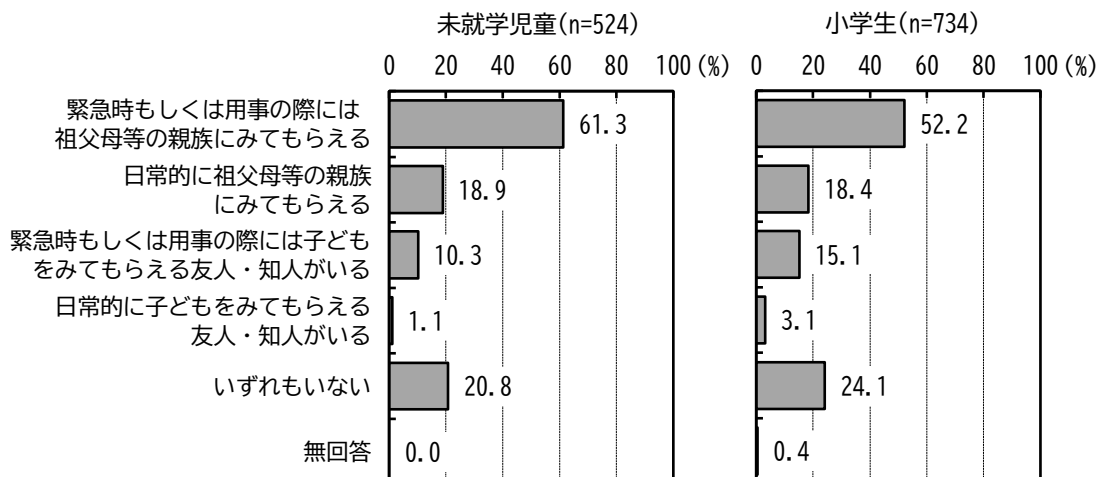
【保護者への調査】



■子どもをみてもらえる人の有無

子どもをみてもらえる人がいるかについてみると、『日常的にみてもらえる』（「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」＋「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」）の割合は、未就学児童の保護者で20.0%、小学生児童の保護者で21.5%となっています。

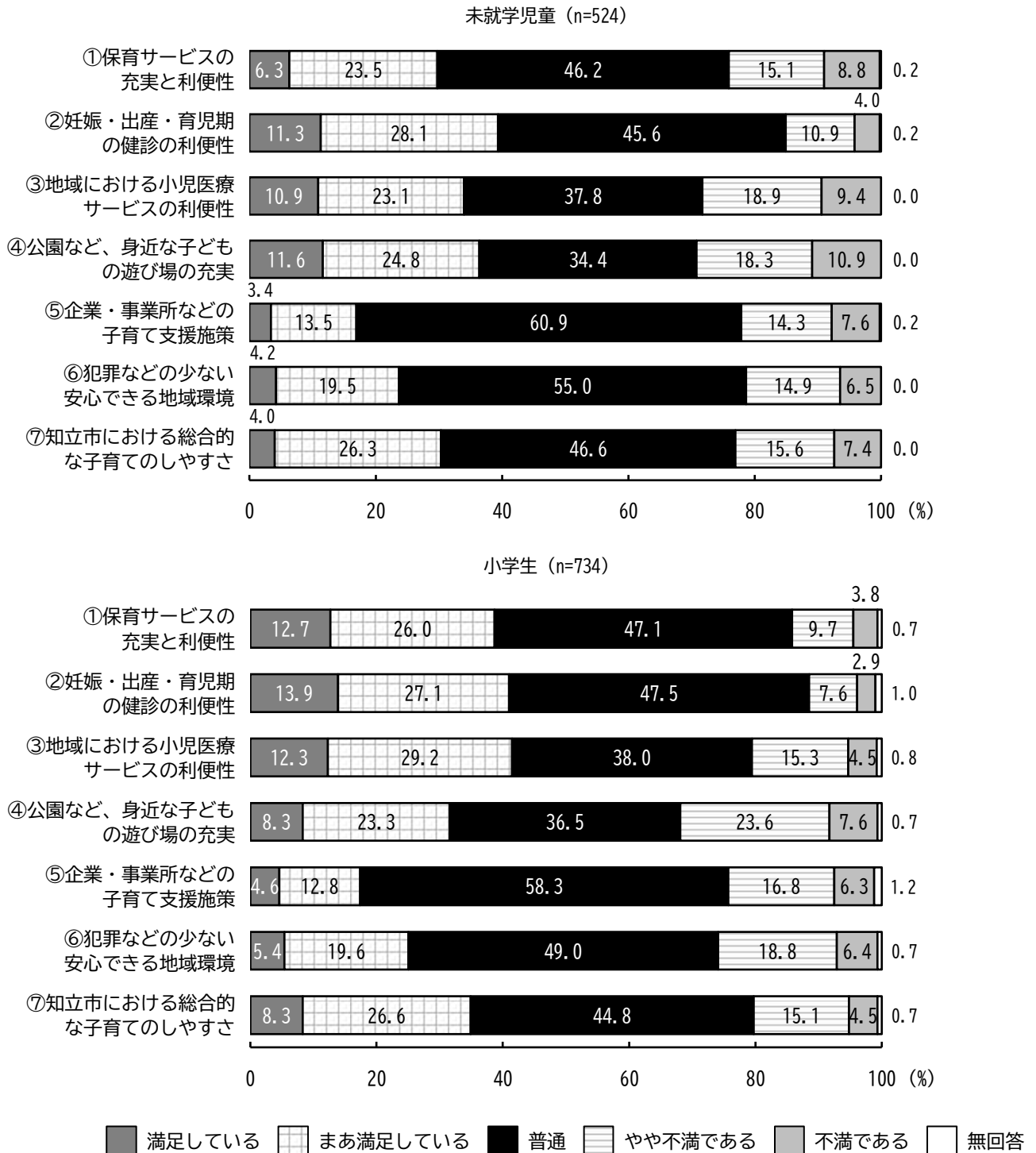
【保護者への調査】



■市の子育てに対する取組に対する満足度

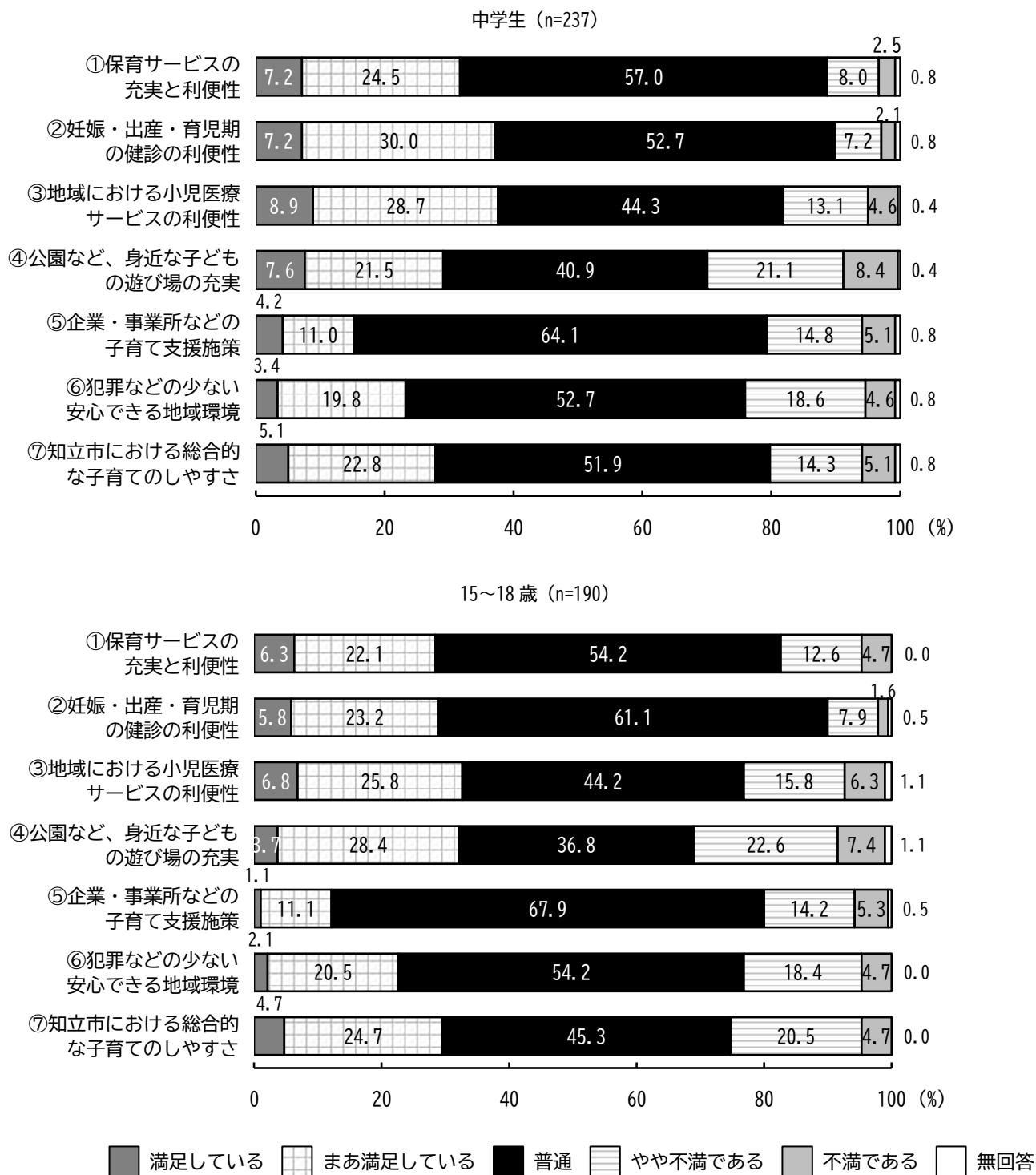
市の子育てに対する取組に対する満足度についてみると、『満足』（「満足している」＋「まあ満足している」）の割合は、未就学児童の保護者では、《②妊娠・出産・育児期の健診の利便性》で最も高く、約4割となっています。小学生児童の保護者では、《③地域における小児医療サービスの利便性》、《②妊娠・出産・育児期の健診の利便性》の順に高く、ともに4割を超えています。

【保護者への調査】



市の子育てに対する取組に対する『満足』の割合は、中学生の保護者では、《③地域における小児医療サービスの利便性》、《②妊娠・出産・育児期の健診の利便性》、の順で割合が高く、ともに3割台後半となっています。15～18歳の保護者では、《③地域における小児医療サービスの利便性》、《④公園など、身近な子どもの遊び場の充実》の順で割合が高くなっていますが、ともに3割台前半にとどまっています。

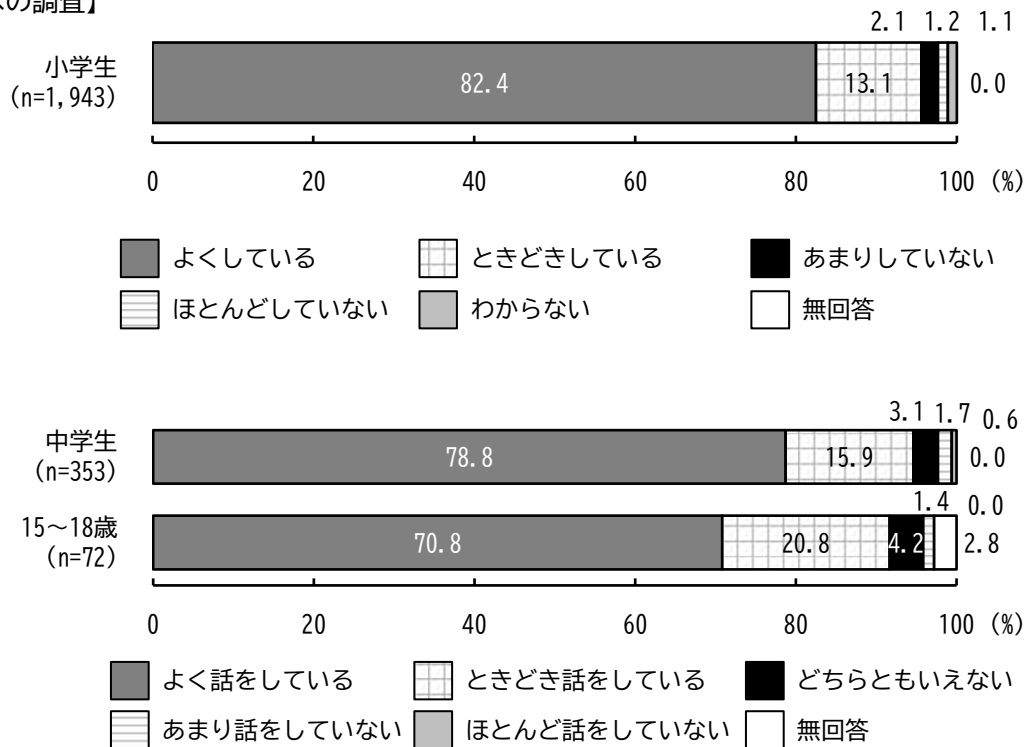
【保護者への調査】



■子どもと家族の会話の状況

家族（一緒に暮らしている人）とよく話をするかについてみると、「よくしている」の割合は、小学生では 82.4%となっています。中学生については 78.8%、15～18 歳については 70.8%となっています。

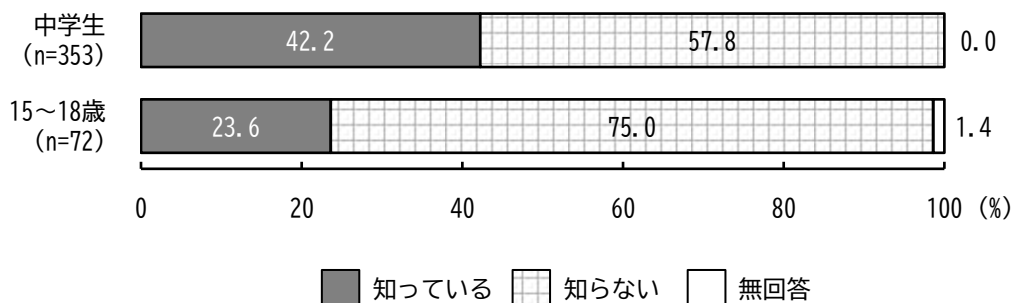
【子どもへの調査】



■子どもの悩み相談に対する認知状況

知立市に悩みの相談窓口があることを知っているかについてみると、「知っている」の割合は、中学生では 42.2%、15～18 歳では 23.6%となっています。

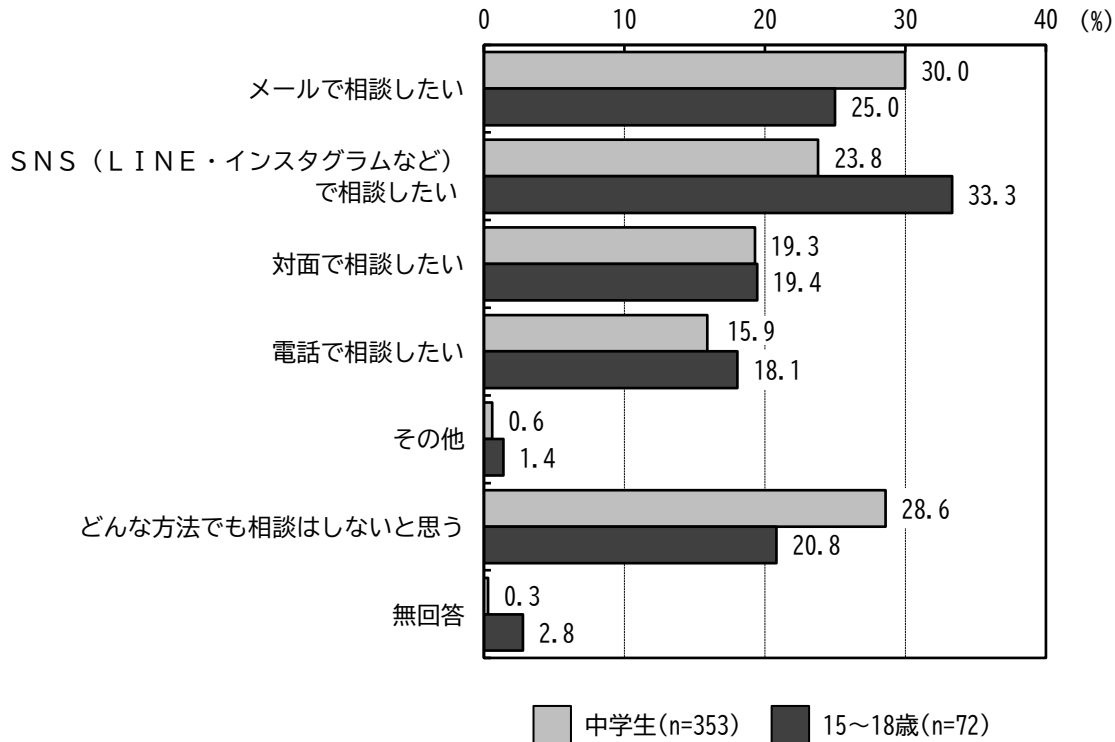
【子どもへの調査】



■希望する相談方法

知立市の相談窓口で相談するとしたらどのような形で相談したいかについてみると、中学生、15～18歳ともに、「メールで相談したい」、「SNS（LINE・インスタグラムなど）で相談したい」、「どんな方法でも相談しないと思う」が上位3位となっています。

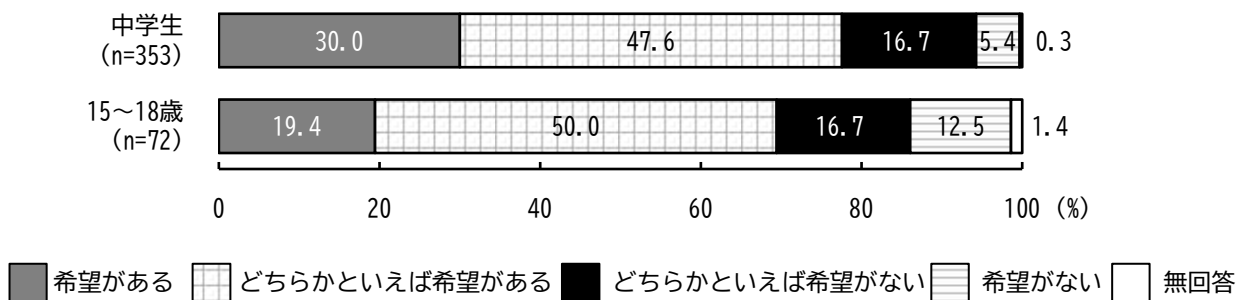
【子どもへの調査】



■将来の希望

自分の将来に明るい希望を持っているかについてみると、『希望がある』（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）の割合は、中学生では 77.6%、15～18歳では 69.4%となっています。

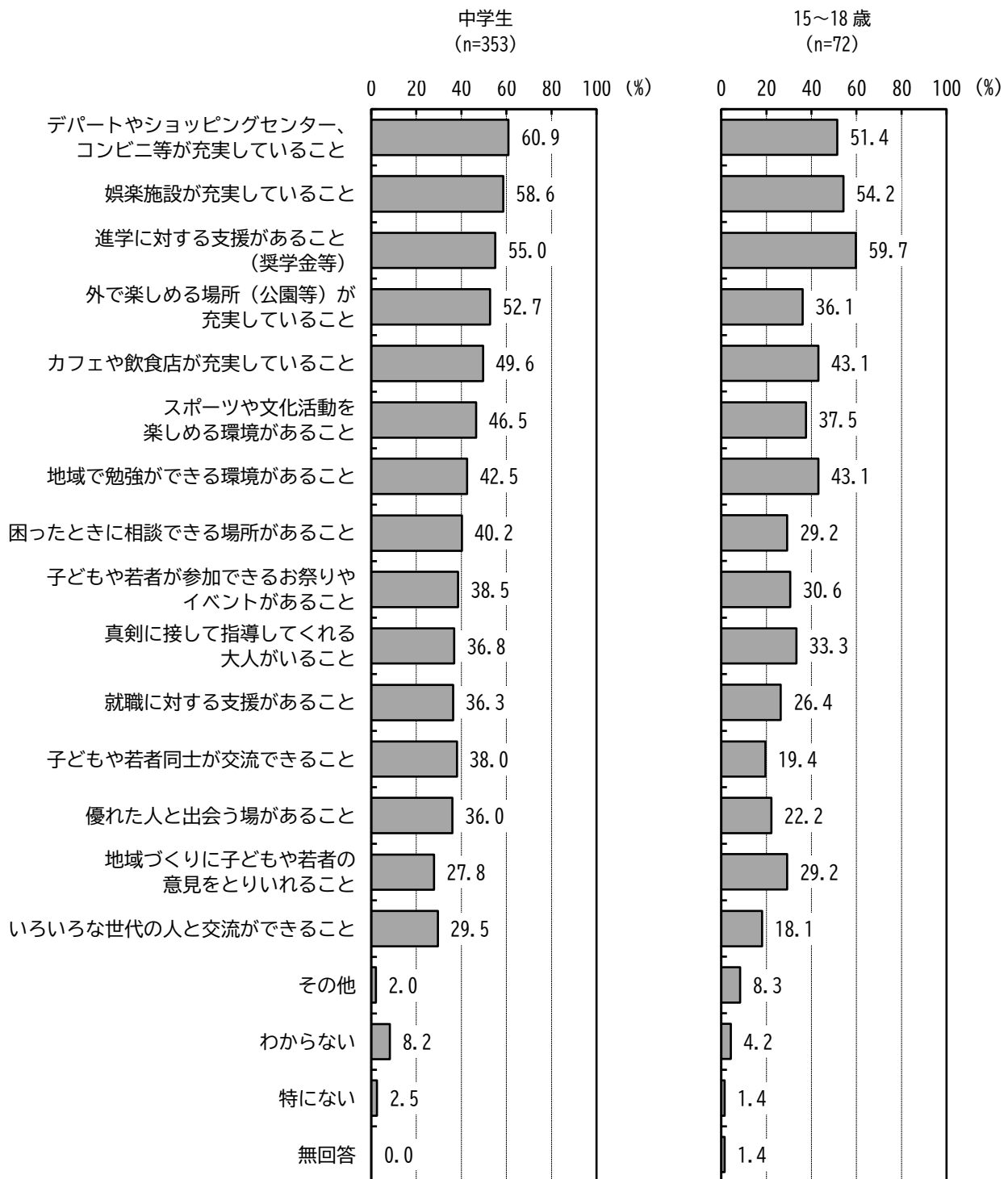
【子どもへの調査】



■子どもが望む取組

子どもや若者が暮らしやすいまちにするためにはどのようなことが必要かについてみると、中学生、15～18歳ともに、「デパートやショッピングセンター、コンビニ等が充実していること」、「娯楽施設が充実していること」、「進学に対する支援があること（奨学金等）」が上位3位となっています。

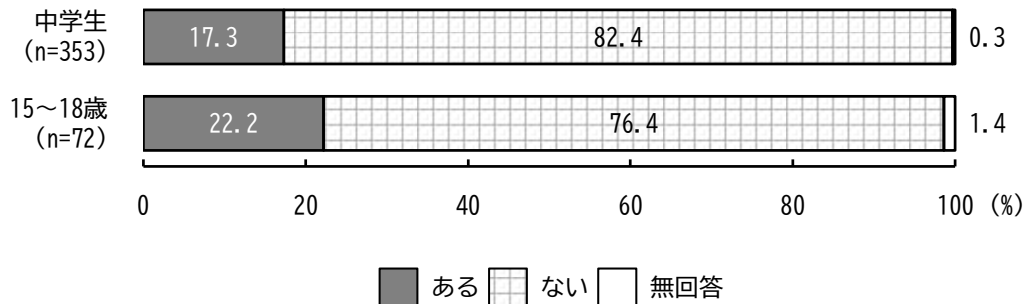
【子どもへの調査】



■いじめや嫌がらせにあった経験の有無

学校や職場で、嫌がらせやいじめを受けた経験の有無についてみると、「ある」の割合は、中学生が17.3%、15～18歳が22.2%となっています。

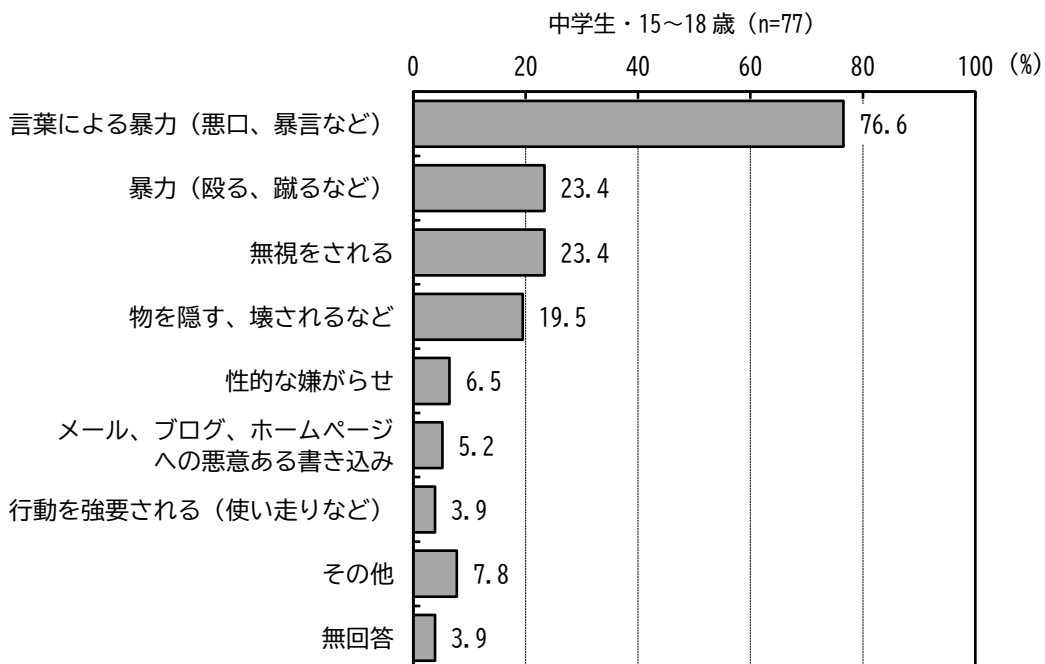
【子どもへの調査】



■いじめや嫌がらせの内容

いじめや嫌がらせの内容についてみると、「言葉による暴力（悪口、暴言など）」の割合が最も高く、76.6%となっています。

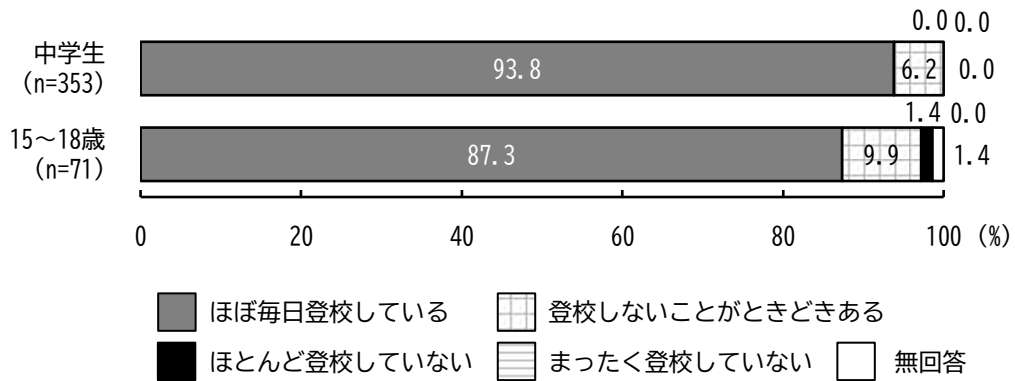
【子どもへの調査】



■登校の状況について

登校の状況についてみると、中学生、15～18歳ともに「ほとんど毎日登校している」が大半を占めています。『登校しないことがある』については、中学生が6.2%、15～18歳が11.3%となっています。

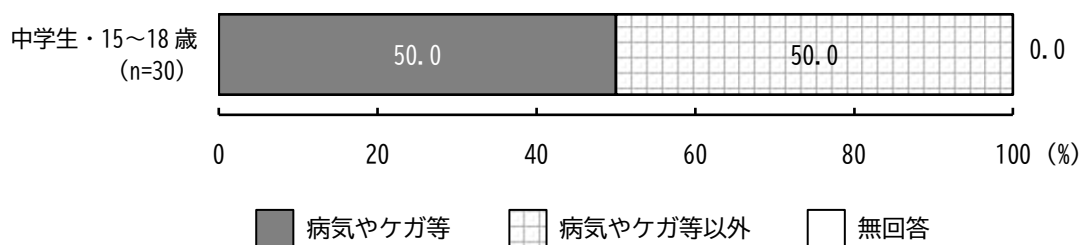
【子どもへの調査】



■登校をしていない理由について

登校をしていない理由をみると、「病気やケガ等」が50.0%、「病気やケガ等以外」が50.0%となっています。

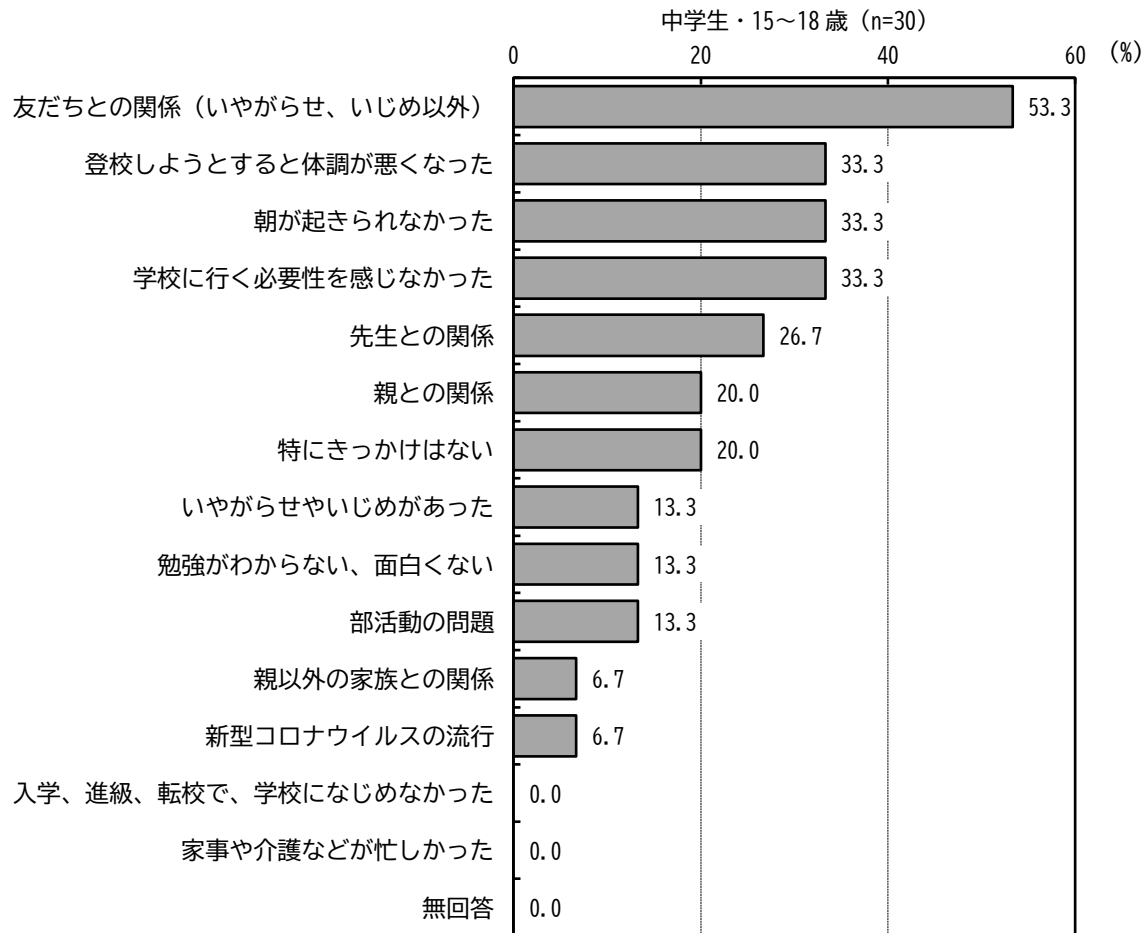
【子どもへの調査】



■登校をしたくないと思ったきっかけ

登校をしたくないと思ったきっかけをみると、「友だちとの関係（いやがらせ、いじめ以外）」の割合が最も高く、53.3%となっています。

【子どもへの調査】



4. 知立市子ども条例

○知立市子ども条例

平成24年9月28日条例第25号

改正

平成28年3月25日条例第17号

知立市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9条—第13条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第14条—第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

八橋のかきつばた、知立公園の花しょうぶ、東海道の松並木など多くの名所を有し、歴史と伝統に育まれたまち知立。豊かな文化が息づくこのまちで、子どもたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いです。

すべての子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在です。子どもの権利が保障されることは、子どもが健やかに育つための条件であり、安心して暮らせる自由で平和な地域や社会の実現にとっての礎です。

子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること、子どもが安心・安全に暮らせること、子どもが個性を大切にされ、学び成長できること、子どもの参加が保障され、子どもの視点が取り入れられることは、子どもにとって大切な権利として保障されなければなりません。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりを進めることを宣言し、ここに知立市子ども条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定めることにより、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現を目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- （2）保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する人をいいます。

- (3) 育ち・学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、次の基本理念に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。
- (2) 子ども自身の意思や力を大切にします。
- (3) 子どもの年齢や発達に配慮します。
- (4) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(権利の尊重)

第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。

2 子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるよう努め、そのために必要な支援を受けることができます。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (2) 自分の気持ちや考えを持ち、表明すること。
- (3) 自分に関係することを、自分で決めること。
- (4) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) あらゆる暴力を受けず、放置されないこと。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られ、被害からの回復への支援を受けられること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

(育つ権利)

第7条 子どもは、豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 世代、性別、人種、国籍などが異なる様々な人々と触れ合うこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関係することについて、自ら参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られること。
- (2) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 意思決定の参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の共通の責務)

第9条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第3条に定める基本理念に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。

- 2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする気持ちを育み、人や社会との関わりの中で自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。
- 3 大人は、大人としての自覚を持ち、お互いの連携を大切にしつつ、子どものよき手本となるよう努めなければなりません。
- 4 大人は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 5 大人は、あらゆる暴力、被害及び差別から子どもを守らなければなりません。
- 6 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、意識の高揚に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者として、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をすること。
- (3) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

(施設関係者の責務)

第11条 施設関係者は、子どもの教育や福祉に携わるものとして、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応ずること。
- (3) 虐待、体罰及びいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力すること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

(地域住民等の責務)

第12条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次のことに取り組まなければならない。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを尊重し、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (3) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めること。

(市の責務)

第13条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければならない。
- 3 市は、国や他の公共団体等と協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第14条 市は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

- 2 市は、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利と他の人の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援を行います。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう必要な支援を行います。

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。

- 2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。
- 3 市は、特別な支援を求める子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行います。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組めます。

- 2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。
- 3 施設関係者及び地域住民等は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければならない。
- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行います。

(子どもの安心・安全を保障する取組)

第17条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と協力し、子どもが有害な環境や犯罪・災害などの被害から守られるよう必要な取組を実施します。

- 2 市は、子どもが安全で安心に暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

(育ちの場と機会の提供の取組)

第18条 市は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

2 市は、地域において、子どもが様々な世代の人々と触れ合い、多様で豊かな経験をするこ
のできる場や機会の提供に努めます。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会の充実を
図ります。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民等は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子
どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努め
ます。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもが意見を表明し、まちづくりに参加する機会として知立市子ども会議を開
催します。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の
回復を支援するため、知立市子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を
置きます。

2 擁護委員会は、委員5人以内で組織します。

3 委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちか
ら、市長が委嘱します。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も
可能とします。

(擁護委員会の職務)

第22条 擁護委員会は、次のことに取り組みます。

(1) 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の
回復のために、助言や支援をすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、
事実の調査や関係者間の調整をすること。

(3) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正
措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(4) 前号の規定による勧告や要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施す
るよう要請すること。

(5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善状況などの報告を求め
ること。また、その内容を申立人などに伝えること。

(6) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果に
ついて、同法第30条第2項に規定する調査を行うこと。

2 擁護委員会は、必要と認めるときは、子どもの権利に関係するものに出席を求め、子どもの
権利の保障等について意見を聴くことができます。

- 3 擁護委員会は、必要に応じて市に対し施策を提言することができます。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また同様とします。

(擁護委員会に対する支援や協力)

第23条 市は、擁護委員会の独立性を尊重し、その活動を支援します。

- 2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、擁護委員会の職務に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市は、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告しなければなりません。

- 2 市以外のものは、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告するよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)


第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、平成25年4月1日から施行します。

附 則 (平成28年3月25日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行します。



第3期知立市子ども・子育て支援事業計画
知立市こども計画

発行：知立市
編集：知立市 福祉子ども部 子ども課
住所：〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地
TEL：0566-95-0120
発行年月：2025年（令和7年）3月